

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月10日
【計算期間】	第42特定期間(自 2017年11月11日 至 2018年5月10日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープン A（為替ヘッジなし） アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープン B（為替ヘッジあり）
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	岡本 江里子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03 - 5962 - 9165
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、米国をはじめ世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

A（為替ヘッジなし）は、実質的に同一の運用手法で運用を行うアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて上記の運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「A」については4,000億円、「B」については2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■ A（為替ヘッジなし）およびB（為替ヘッジあり）の商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分・・・追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分・・・内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分・・・債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ A（為替ヘッジなし）の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本含む）	ファミリー ファンド	あり （ ）
一般	年 2 回	日本		
大型株		北米		
中小型株	年 4 回	欧州		
債券		アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
一般	年 6 回 （隔月）	オセアニア		
公債		中南米		
社債	年12回（毎月）	アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性（ ）		エマージング		
不動産投信	日々			
その他資産 （投資信託証券（債券））	その他（ ）			
資産複合（ ）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）A（為替ヘッジなし）が該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ B（為替ヘッジあり）の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式	年 1 回	グローバル (日本含む)	
一般			
大型株	年 2 回	日本	あり (フルヘッジ)
中小型株		北米	
債券	年 4 回	欧州	
一般		アジア	
公債	年 6 回 (隔月)	オセアニア	なし
社債		中南米	
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ	
クレジット属性 ()		中近東 (中東)	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産 ()			
資産複合 ()	その他 ()		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) B (為替ヘッジあり) が該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・

A：その他資産（投資信託証券（債券））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。A（為替ヘッジなし）はマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に債券へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は債券に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（債券））」に分類されます。

B：債券、一般

公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

・決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分・・・

A：ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分・・・

A：為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

B：為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、全ての資産に為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

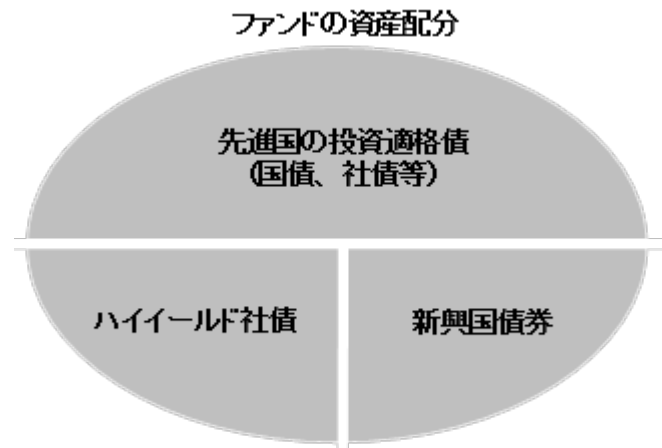
a．世界の債券に分散投資します。

■米国をはじめ世界中の公社債の中から、相対的に投資価値が高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、キャピタル・ゲインの獲得を目指します。

A（為替ヘッジなし）は、実質的に同一の運用手法で運用を行うマザーファンドを通じて上記の運用を行います。

投資対象

先進国の投資適格債への投資により、中長期的に安定した収益を確保するとともに、ハイイールド社債や新興国債券などにも投資を行い、収益の向上を目指します。



- ・投資適格債への投資割合には、原則として制限を設けません。
- ・BB格相当以下の格付けが付与されている債券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

債券の格付けについて

債券は、格付機関により、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付けがなされています。

BBB - 格（S & P）、Baa3格（ムーディーズ）以上の債券を「投資適格債」、BB + 格（S & P）、Ba1格（ムーディーズ）以下の債券を「非投資適格債」と区分けしています。

	S & P	ムーディーズ
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い	D	-

先進国の投資適格債（国債、社債等）について

先進国のBBB格以上の格付けの債券をいいます。格付けの低い債券に比べ利回りは一般的に低いものの、安定した収益を確保するために適した投資対象となります。

代表的なものとして、米国国債、ドイツ国債、日本国債など先進国の国債、世界銀行、欧州復興開発銀行などが発行する国際機関債などがあります。また、住宅用ローンを担保として発行されたモーゲージ証券などのアセット・バック証券もあります。

ハイイールド社債について

ハイイールド社債は、BB格以下の格付けの事業債をいいます。格付けの高い債券に比べ、一般的にデフォルト（元金支払いの不履行および遅延）・リスクが高い反面、利回りが高いという特徴があります。

ハイイールド社債は、金利の変化により価格が変動する債券としての性格を持つとともに、景気や企業業績の回復局面では、発行企業の財務内容の改善やそれに伴う信用状況の改善が見込まれ、債券価格が上昇し、キャピタル・ゲインを得ることがあります。

一方、景気や企業業績の悪化局面では、発行企業の信用状況が悪化し、債券価格が下落することがあります。また、経済環境の変化などにより投資家の信用リスクに対する姿勢が変わることも債券価格の変動要因となります。

新興国債券について

一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国々で、これらの政府や政府機関、企業等の発行する債券をいいます。

発行体が新興経済国、発展途上国に属するためデフォルト・リスクが高い分、先進国の国債や社債よりも利回りが高い点が特徴です。

新興国債券の価格は、発行国の政治、経済情勢の変化に応じて変動します。政治情勢が安定し、経済が成長している局面などでは、信用状況も改善し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることもあります。一方、政情不安や経済が低迷している局面などでは、信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。

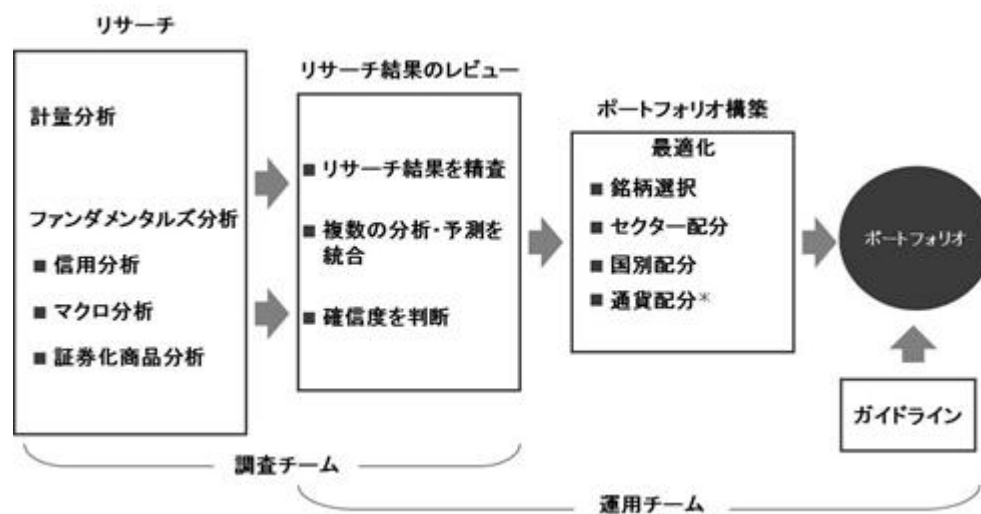
格付けと利回り格差

債券には、格付けやクレジット・リスク（信用度）の差を反映する“利回り格差”が存在します。債券が格上げされた場合には、利回り格差が縮小し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることがあります。逆に格下げされた場合には、利回り格差が拡大し、債券価格の下落をまねくこともあります。格付けの高い債券の中でも利回り格差は存在しますが、格付けの低い債券になるとその差はさらに拡大します。

- b. 運用にあたっては債券セクター間の投資収益率の格差に着目し、より高い収益が期待される債券セクターに機動的にウェイトをかけた資産配分を行います。

運用プロセス

- 債券部門の調査チームの「マクロ分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「計量分析」をベースに、運用チームがセクター配分や国別配分、銘柄選定を行います。



*B（為替ヘッジあり）では行いません。

債券の運用*

- ポートフォリオの資産配分の決定・変更および個別銘柄選定は、債券部門調査チームによる投資対象証券の相対的な投資価値の分析に基づいて行われます。
- 米国をはじめとする世界中の債券が、調査・分析されています。エコノミストは各国のファンダメンタルズ分析を行い、計量分析アナリストは期待リターンの予測を行います。信用分析アナリストは企業の信用状況を精査しています。
- それらを比較検討し、相対的に投資価値が高いと判断された国・債券セクター・銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
- このプロセスは継続的に行われ、随時、投資価値の低下した国・債券セクター・銘柄から上昇したもののへ乗換えを行います。

*A（為替ヘッジなし）は、マザーファンドを通じて運用します。

上記の内容は、今後変更する場合があります。

- c. 為替の運用が異なる2本のファンドがあります。

A（為替ヘッジなし）

効率的な資産の運用を行うため、為替の運用を行う場合があります。原則として為替ヘッジを行いません。従って、為替変動により基準価額が大きく変動することがあります。

マザーファンドを通じて運用します。

B（為替ヘッジあり）

外貨建資産については、為替相場の変動リスクを低減するため、原則として対円での為替ヘッジを行います。

- ・ 為替変動による基準価額への影響は、A（為替ヘッジなし）と比較し軽減されます。

・為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、金利差相当分のヘッジ・コストがかかり、収益力が低下することが考えられます。

A（為替ヘッジなし）とB（為替ヘッジあり）間で、毎決算時にスイッチングが可能です。

販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

d．運用は、アライアンス・バーンスタイン（以下、「A B」）^{*1}のグループ会社に委託します。

■運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■委託先	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
（投資顧問会社）	アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
	アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
	アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするA Bは、総額約5,495億米ドル（2018年3月末現在、約58.4兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界22カ国48都市（2018年3月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝106.350円（2018年3月30日のWMロイター）を用いております。

e．毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

■原則として、毎決算時（毎月10日。休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づき分配します。

f．A（為替ヘッジなし）は、ファミリーファンド方式で運用します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ

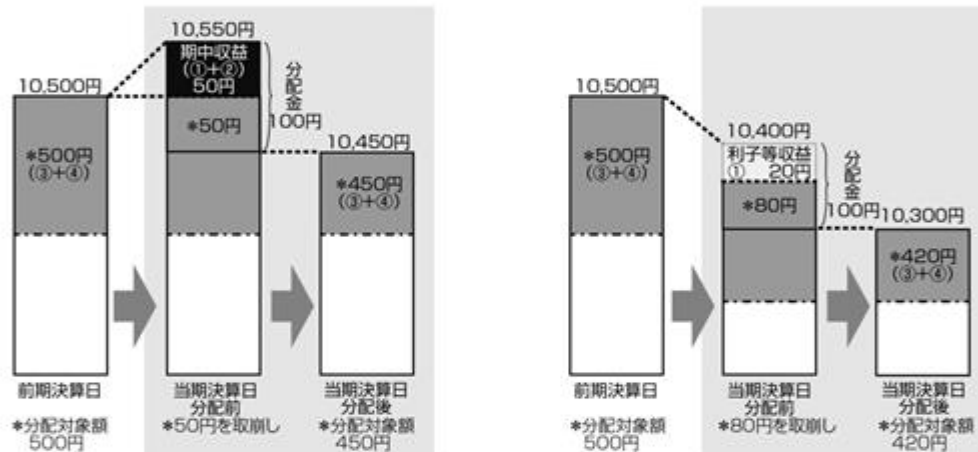


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

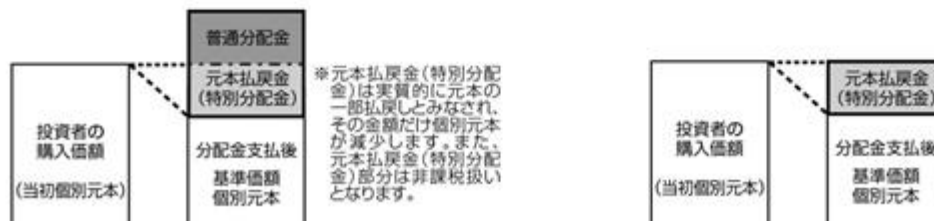
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額（特別分配金）だけ減少します。

(2)【ファンドの沿革】

1997年6月27日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

2000年11月15日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。

2007年2月9日 名称変更。

（変更前）アライアンス・グローバル・ハイ・インカム・オープン（ポートフォリオA）

アライアンス・グローバル・ハイ・インカム・オープン（ポートフォリオB）

（変更後）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）

2014年1月20日 マザーファンドの信託契約の締結、設定。A（為替ヘッジなし）はファミリーファンド方式にて運用開始。

(3)【ファンドの仕組み】

< 投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

マザーファンドにおいても、上記の契約を締結します。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は130百万円です。（2018年5月末現在）

b．委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

（2018年5月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< A（為替ヘッジなし）の基本方針 >

基本方針

主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カンントリー公社債に投資し、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用態度

- a．主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債に投資を行います。
- b．マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- c．実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- d．大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの投資方針等
基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

a．投資対象

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債を主な投資対象とします。また、外国通貨建て転換社債、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）および優先株も投資対象とします。

b．運用態度

- （イ）米国をはじめ世界中の公社債のなかから、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得をめざします。
- （ロ）分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。
- （ハ）投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- （ニ）投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。
- （ホ）投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - ・投資適格債への投資割合には、制限を設けません。
 - ・BB格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
 - ・CCC格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ・同一発行体の発行する証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。
- （ヘ）組入れ債券がデフォルト（元金支払いの不履行および遅延）した場合、委託者の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- （ト）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （チ）当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

< B（為替ヘッジあり）の基本方針 >

基本方針

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債を主な投資対象とし、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用態度

- a. 米国をはじめ世界中の公社債のなかから、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- b. 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。
- c. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- d. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- e. 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - ・投資適格債への投資割合には、制限を設けません。
 - ・BB格相当以下の格付けが付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
 - ・CCC格相当以下の格付けが付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ・同一発行体の発行する証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。
- f. 組入れ債券がデフォルト（元利金支払いの不履行および遅延）した場合、委託会社の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- g. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- h. 有価証券等の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- i. 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(2)【投資対象】

< A（為替ヘッジなし）の投資対象 >

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

A（為替ヘッジなし）が投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第23条の2および第23条の3に定めるものに限ります。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券（優先株、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限りません。）
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. コマーシャル・ペーパー

- g. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
- h. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- j. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- m. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- n. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、h. ならびに j. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および h. ならびに j. の証券または証書のうち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記 の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

< B（為替ヘッジあり）の投資対象 >

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カンントリー公社債を主な投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

B（為替ヘッジあり）が投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第23条の2および第23条の3に定めるものに限りします。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券（優先株、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限ります。）
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券

- e．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- f．コマーシャル・ペーパー
- g．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
- h．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- j．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- k．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- m．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- n．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a．の証券または証書、h．ならびに j．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．から e．までの証券および h．ならびに j．の証券または証書のうち b．から e．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a．から d．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

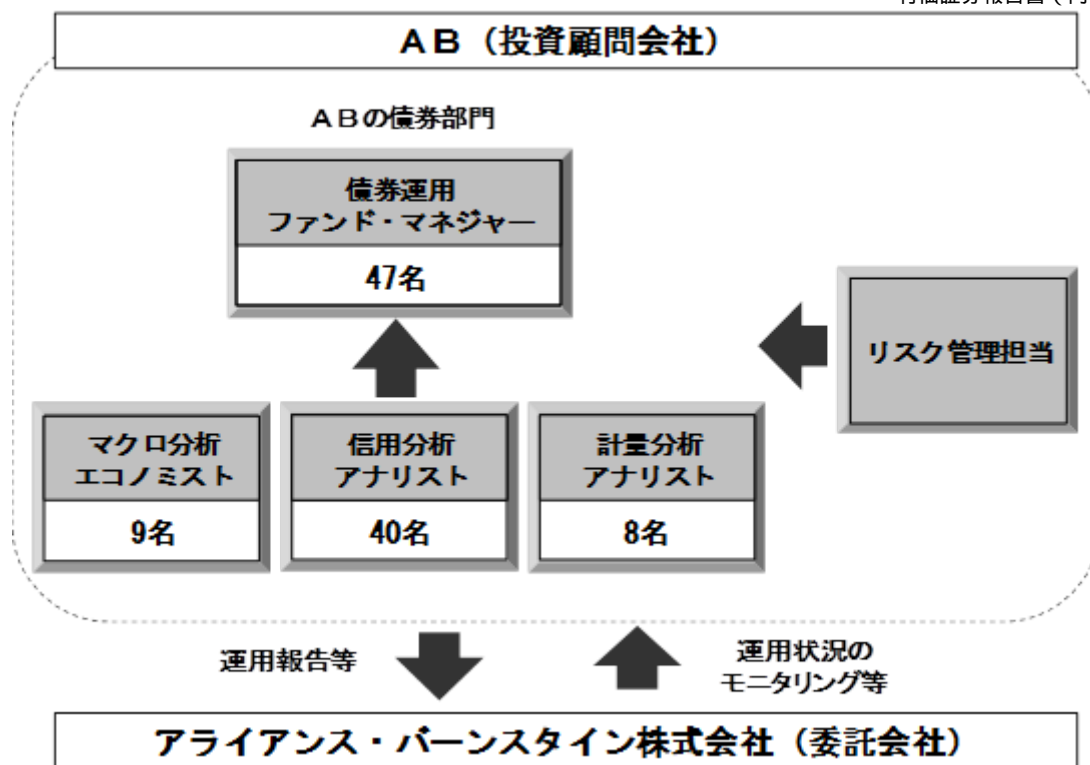
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

A B の債券部門は、47名の経験豊富なファンド・マネジャーと57名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。



上記は2018年3月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

決算時（原則として毎月10日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の方針により分配を行います。

- a．分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。また、繰越欠損金がある場合は、これを控除します。）等の全額とします。
- b．分配金は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象収益が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- c．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ)配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ)売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

< A（為替ヘッジなし）の投資制限 >

a．株式への投資制限

株式への実質投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限りません。

b．株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

c．投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

d．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f．同一銘柄への投資割合

（イ）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g．先物取引等の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< A（為替ヘッジなし）の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< A（為替ヘッジなし）の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< A（為替ヘッジなし）の投資対象> 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - () コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。

h . スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてA（為替ヘッジなし）の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本h.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- i. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてA（為替ヘッジなし）の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本i.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本i.において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 本i.に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本i.において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本i.において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ト) 本 i . に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

j . デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k . 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

l . 有価証券の売却等および再投資の指図

(イ) 委託会社は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

m . 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの投資制限

a . 外貨建資産への投資については、制限を設けません。

b . 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限り、

c . 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

d . 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

e . 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

f . 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

< B（為替ヘッジあり）の投資制限 >

a . 株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限り、

b . 株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c . 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

d．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f．同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

() 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

() 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象＜B（為替ヘッジあり）の投資対象＞ 金融商品の指図範囲a．からd．」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

() コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本g．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5％を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

() 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

() 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

() コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5％を上回らない範囲内とし、かつ本g．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5％を上回らない範囲内とします。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< B（為替ヘッジあり）の投資対象> 金融商品の指図範囲a. からd.」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< B（為替ヘッジあり）の投資対象> 金融商品の指図範囲a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてB（為替ヘッジあり）の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

i. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてB（為替ヘッジあり）の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 本i.に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本i.において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本i.において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該

為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- (ヘ) 本 i. に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

j. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動のリスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

l. 有価証券の売却および再投資の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- (ロ) 委託会社は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

m. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- (二) 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

法令により禁止または制限される取引等

a. 同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動

し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。

基準価額の変動要因

金利リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることで、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。

当ファンドが投資対象とするハイイールド社債や新興国債券は、格付けの高い債券に比較して、デフォルトが生じるおそれが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、新興国市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国債券は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。ハイイールド社債や新興国債券は、一般に格付けの高い債券に比べ流動性リスクが高くなります。

アセット・バック証券への投資に伴うリスク

アセット・バック証券の価格変動要因には、通常の債券と同様の金利要因のほかに、プリペイメント（元本の一部が満期前に償還されること）の動向によっても影響を受けると考えられます。アセット・バック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借替えが増加し、これにともないアセット・バック証券のプリペイメントも増加することになります。プリペイメントの増加は、金利低下の環境下では、再投資利回りが低下することから、アセット・バック証券の投資価値が下がることがあります。

為替変動リスク

A（為替ヘッジなし）：実質外貨建資産について、原則として、為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

マザーファンドを通じて運用します。

B（為替ヘッジあり）：外国為替予約取引、通貨先物取引、通貨オプション取引等を用いて直接的（ダイレクト・ヘッジ）または間接的（クロス・ヘッジ）に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

A（為替ヘッジなし）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受けA（為替ヘッジなし）の基準価額が下落する要因となります。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

「A」と「B」は、為替の運用以外は原則として同じ運用方針に基づいて運用されますが、資産規模、資金動向、市況等により、組入金融商品等に相違が出ることやパフォーマンスの差異が為替要因以外から生じることが考えられます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドはお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクの管理体制

投資顧問会社のリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

債券運用に関わるリスクへの対応

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

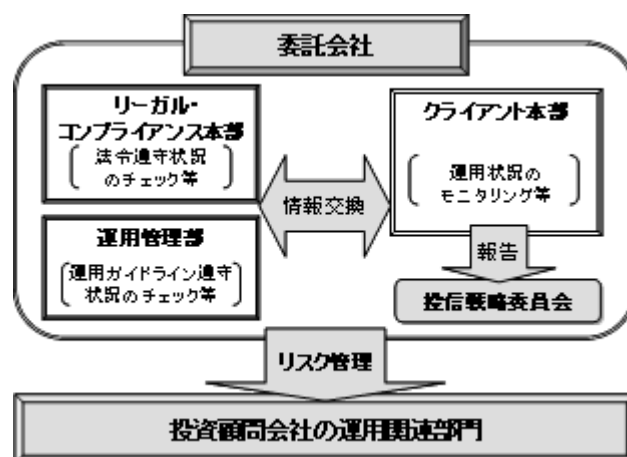
金利リスク	エコノミストを中心に、世界経済、債券相場を分析しています。 金利上昇局面では、状況に応じ国別配分やセクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 格付予想モデルを使った分析も行っています。 分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	新興国債券については、新興国専担のエコノミストの分析に加え、A B独自の「カントリー・リスク・ランキング・システム」*を用い、常時監視しています。
流動性リスク	ハイイールド社債については、1発行体が発行した社債の買付割合に制限を設けています。また、組入銘柄、業種の分散や、発行額等に留意しています。

* A B独自の「カントリー・リスク・ランキング・システム」とは、各国のカントリー・リスクに影響を与えと思われる指標を選定・分析し、それをランキング化したものです。当ファンドでは、このランキングを基に各証券間の相対的価値を勘案し、銘柄選定を行います。

委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

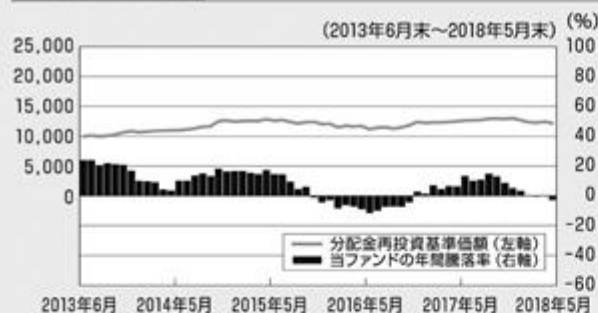


上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

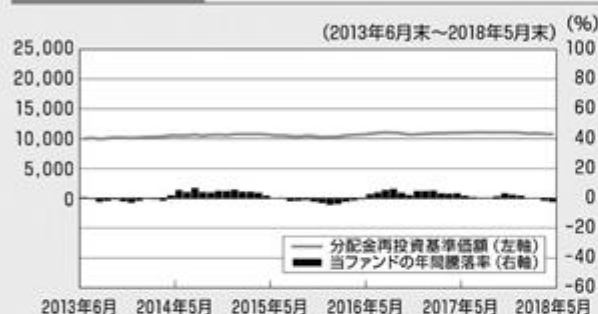
A(為替ヘッジなし)



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



B(為替ヘッジあり)



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額ですので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
上記グラフは、2013年6月末を10,000として、指数化しています。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率ですので、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、2013年6月～2018年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率ですので、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI 国債

先進国債……FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。■MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。■FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料

申込手数料をご負担いただく方法は、次の2通りあります。販売会社によってお取扱いが異なりますので、詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

A（為替ヘッジなし）、B（為替ヘッジあり）それぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金を再投資する自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

なお、コース名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

a．取得時にご負担いただく場合

申込価額（決算日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（2.16%（税抜2.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

償還乗換えの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．取得後にご負担いただく場合

お申込時にはご負担いただきません。

ただし、取得後、収益分配金をお支払いする決算期数20回にわたり、各決算日における各受益者の保有額（当該決算日の基準価額×保有口数÷10,000）に販売会社が定める分割後取り手数料率を乗じて得た金額を、お支払いする収益分配金から差引かせていただきます。販売会社における当該手数料の料率の上限は、1決算期当たり0.108%（税抜0.1%）とします。

なお、収益分配金をお支払いしない決算期については、翌期以降の収益分配金から差引かせていただきます。また、当該手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額（換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000）に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合、原則として、取得後、決算期数20回にわたり当該手数料をご負担いただき、収益分配金（税引後）から手数料等を控除した残額により再投資されます。再投資により取得した受益権につき当該手数料をご負担いただく期間は、再投資された収益分配金の元となった元本が負担すべき期間と同一期間となります。

c．スイッチング手数料

スイッチングによる取得申込みは、無手数料となります。

ただし、上記「b．取得後にご負担いただく場合」による取得後にスイッチングを行った場合、当該スイッチング以降、取得したファンドの分割後取り手数料の負担の回数は、換金したファンドが負担すべきであった残回数（20回 - 既に負担した手数料の回数）となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、上記「(1)申込手数料 申込手数料 b. 取得後にご負担いただく場合」で取得した場合であって、収益分配金から分割後取り手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額（換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000）に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.674%（税抜1.55%）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

	純資産総額				役務の内容
	300億円以内	300億円超 500億円以内	500億円超 5,000億円以内	5,000億円超	
委託 会社	年率0.70%	年率0.60%	年率0.50%	年率0.45%	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価
販売 会社	年率0.80%	年率0.90%	年率1.00%	年率1.05%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託 会社	年率0.05%				運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

なお、販売会社が受取る報酬の対象となる純資産総額は、AおよびBの純資産総額を販売会社毎に合算した額とします。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

監査費用

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末に、信託財産中から支払われます。

その他の費用

- a. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- c. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

上記 および のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

マザーファンドにおいても、上記b.およびc.の費用を負担します。

その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)）を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

(ロ) 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(ハ) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよび「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が

対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

c．販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2018年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）】

(1)【投資状況】

2018年5月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	17,373,369,270	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	17,037,166	0.09
合計(純資産総額)		17,356,332,104	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2018年5月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ グローバル・ハイ・インカム・マ ザーファンド	14,381,928,204	1.2253	17,622,176,629	1.2080	17,373,369,270	100.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018年5月31日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.09
合計		100.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2018年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第23特定期間末（2008年11月10日）	51,751	54,544	4,355	4,590
第24特定期間末（2009年 5月11日）	53,291	55,427	4,740	4,930
第25特定期間末（2009年11月10日）	48,242	49,949	5,087	5,267
第26特定期間末（2010年 5月10日）	43,985	45,514	5,180	5,360
第27特定期間末（2010年11月10日）	37,931	39,288	5,031	5,211
第28特定期間末（2011年 5月10日）	32,711	33,720	4,862	5,012
第29特定期間末（2011年11月10日）	29,070	30,007	4,653	4,803
第30特定期間末（2012年 5月10日）	27,457	28,234	4,774	4,909
第31特定期間末（2012年11月12日）	26,222	26,868	4,872	4,992
第32特定期間末（2013年 5月10日）	30,480	31,082	6,076	6,196
第33特定期間末（2013年11月11日）	26,491	27,202	5,589	5,739
第34特定期間末（2014年 5月12日）	25,786	26,448	5,844	5,994
第35特定期間末（2014年11月10日）	26,751	27,389	6,295	6,445
第36特定期間末（2015年 5月11日）	25,567	26,169	6,370	6,520
第37特定期間末（2015年11月10日）	23,888	24,469	6,168	6,318
第38特定期間末（2016年 5月10日）	20,789	21,349	5,564	5,714
第39特定期間末（2016年11月10日）	19,598	20,146	5,371	5,521

第40特定期間末	(2017年 5月10日)	20,330	20,858	5,779	5,929
第41特定期間末	(2017年11月10日)	19,580	20,089	5,770	5,920
第42特定期間末	(2018年 5月10日)	17,701	18,197	5,351	5,501
	2017年 5月末日	19,957	—	5,711	—
	6月末日	20,019	—	5,759	—
	7月末日	19,758	—	5,721	—
	8月末日	19,720	—	5,748	—
	9月末日	19,802	—	5,816	—
	10月末日	19,695	—	5,804	—
	11月末日	19,337	—	5,747	—
	12月末日	19,366	—	5,775	—
	2018年 1月末日	18,681	—	5,590	—
	2月末日	18,068	—	5,431	—
	3月末日	17,817	—	5,366	—
	4月末日	17,943	—	5,424	—
	5月末日	17,356	—	5,270	—

(注1)分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第23特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	235
第24特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	190
第25特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	180
第26特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	180
第27特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	180
第28特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	150
第29特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	150
第30特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	135
第31特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	120
第32特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	120
第33特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	150
第34特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	150
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	150
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	150
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	150
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	150
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	150
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	150
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	150
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	150

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第23特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	20.2
第24特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	13.2
第25特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	11.1
第26特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	5.4
第27特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	0.6
第28特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	0.4
第29特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	1.2
第30特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	5.5
第31特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	4.6

第32特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	27.2
第33特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	5.5
第34特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	7.2
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	10.3
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	3.6
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	0.8
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	7.4
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	0.8
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	10.4
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	2.4
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	4.7

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配額の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第23特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	2,054,117,410	8,920,928,961	118,844,499,677
第24特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	1,950,780,682	8,371,773,608	112,423,506,751
第25特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	1,410,789,034	19,007,696,729	94,826,599,056
第26特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	1,204,229,695	11,117,828,304	84,913,000,447
第27特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	1,146,432,294	10,658,632,134	75,400,800,607
第28特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	949,494,934	9,072,811,141	67,277,484,400
第29特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	878,250,485	5,676,242,844	62,479,492,041
第30特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	790,718,834	5,749,082,179	57,521,128,696
第31特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	559,231,589	4,260,172,272	53,820,188,013
第32特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	545,161,408	4,197,030,058	50,168,319,363
第33特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	565,253,367	3,334,818,214	47,398,754,516
第34特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	489,818,174	3,760,884,825	44,127,687,865
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	392,328,032	2,025,626,723	42,494,389,174
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	345,746,110	2,704,609,719	40,135,525,565
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	337,684,792	1,741,500,778	38,731,709,579
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	355,222,940	1,721,197,251	37,365,735,268
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	383,698,765	1,257,447,166	36,491,986,867
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	357,579,242	1,670,849,908	35,178,716,201
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	350,080,291	1,595,921,746	33,932,874,746
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	357,627,773	1,211,289,480	33,079,213,039

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考)

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド

(1) 投資状況

2018年5月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	83,112,253	0.47
	カナダ	55,842,622	0.31
	ケイマン	2,132,368	0.01
	小計	141,087,243	0.80
新株予約権付社債券等	アメリカ	19,656,914	0.11
	ケイマン	13,016,909	0.07
	小計	32,673,823	0.18
国債証券	アメリカ	2,071,512,471	11.81
	カナダ	338,446,783	1.93
	アルゼンチン	356,543,095	2.03
	メキシコ	677,870,673	3.86
	ブラジル	304,949,698	1.73

	エクアドル	22,663,950	0.12
	ペルー	414,675,282	2.36
	ウルグアイ	74,306,031	0.42
	ベネズエラ	3,059,303	0.01
	ドミニカ共和国	79,512,748	0.45
	コスタリカ	15,809,258	0.09
	エルサルバドル	29,618,576	0.16
	ドイツ	63,224,837	0.36
	イタリア	601,326,987	3.43
	フランス	82,768,664	0.47
	スペイン	168,678,973	0.96
	ベルギー	121,267,538	0.69
	イギリス	441,031,467	2.51
	スウェーデン	197,969,438	1.12
	トルコ	469,686,178	2.67
	クロアチア	65,676,540	0.37
	オーストラリア	148,771,826	0.84
	ニュージーランド	176,754,148	1.00
	マレーシア	79,876,696	0.45
	フィリピン	94,495,220	0.53
	インドネシア	47,409,570	0.27
	スリランカ	28,438,638	0.16
	レバノン	10,313,592	0.05
	エジプト	59,321,666	0.33
	ガーナ	33,129,477	0.18
	ケニア	46,485,555	0.26
	南アフリカ	114,581,629	0.65
	ザンビア	38,827,640	0.22
	ナイジェリア	30,963,195	0.17
	バーレーン	18,750,750	0.10
	セネガル共和国	45,688,920	0.26
	ホンジュラス	18,578,140	0.10
	小計	7,592,985,152	43.31
地方債証券	アメリカ	112,631,222	0.64
	アルゼンチン	40,757,608	0.23
	小計	153,388,830	0.87
社債券	日本	28,800,956	0.16
	アメリカ	5,624,719,281	32.08
	カナダ	354,585,848	2.02
	アルゼンチン	14,516,222	0.08
	メキシコ	102,783,188	0.58
	ブラジル	74,216,664	0.42
	コロンビア	61,746,423	0.35
	ペルー	52,282,390	0.29
	ベネズエラ	27,178,369	0.15
	バハマ	26,232,355	0.14
	ドイツ	40,094,943	0.22
	フランス	140,948,569	0.80
	オランダ	271,220,971	1.54
	スペイン	66,571,396	0.37
	オーストリア	31,844,045	0.18
	ルクセンブルク	489,627,193	2.79
	アイルランド	46,824,438	0.26
	イギリス	437,495,365	2.49
	スイス	79,592,671	0.45
	トルコ	106,471,651	0.60

	ケイマン	255,212,386	1.45
	オーストラリア	68,391,258	0.39
	バミューダ	63,146,696	0.36
	シンガポール	64,672,424	0.36
	カザフスタン	27,310,875	0.15
	カタール	62,397,605	0.35
	南アフリカ	22,120,450	0.12
	ジャージー	88,839,087	0.50
	英ヴァージン諸島	147,565,414	0.84
	小計	8,877,409,133	50.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	732,116,396	4.17
合計(純資産総額)		17,529,660,577	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

2018年5月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY	8,072,000	14,021.02	1,131,777,232	14,086.84	1,137,089,775	7.625	2025年 2月15日	6.48
2	ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	2,604,000	17,079.48	444,749,854	15,924.55	414,675,282	8.75	2033年11月21日	2.36
3	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,850,000	15,676.13	446,769,804	14,196.53	404,601,258	5.5	2022年11月 1日	2.30
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY	3,023,100	13,621.46	411,790,621	13,006.63	393,203,563	7.125	2023年 2月15日	2.24
5	イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,765,000	20,982.01	370,332,594	21,410.05	377,887,538	4.25	2040年12月 7日	2.15
6	トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,632,000	11,658.07	306,840,534	11,250.45	296,111,844	7	2020年 6月 5日	1.68
7	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	3,390,000	8,813.64	298,782,638	8,586.23	291,073,520	2.5	2024年 6月 1日	1.66
8	ルクセンブルク	社債券	MINERVA LUXEMBOURG SA	2,650,000	11,274.09	298,763,445	9,918.87	262,850,188	6.5	2026年 9月20日	1.49
9	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS	50,130,000	500.07	250,685,527	484.11	242,688,422	5.75	2026年 3月 5日	1.38
10	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS	33,268,000	637.43	212,061,183	611.51	203,439,673	10	2024年12月 5日	1.16
11	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	14,075,000	1,439.77	202,648,204	1,406.53	197,969,438	5	2020年12月 1日	1.12
12	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS	31,875,000	544.11	173,438,146	538.00	171,489,167	7.5	2027年 6月 3日	0.97
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,156,000	13,437.49	155,337,431	12,802.82	148,000,621	8	2021年11月15日	0.84
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,105,000	13,344.01	147,451,332	12,724.69	140,607,865	8.125	2021年 8月15日	0.80
15	トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,274,000	11,630.90	148,177,666	10,652.60	135,714,124	6.875	2036年 3月17日	0.77
16	ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	1,115,000	12,921.71	144,077,094	11,943.41	133,169,049	7.125	2037年 1月20日	0.75
17	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,459,000	8,748.22	127,636,635	8,711.98	127,107,915	5.5	2023年 4月15日	0.72
18	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	750,000	16,267.87	122,009,054	16,562.47	124,218,528	4.2	2037年 1月31日	0.70
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000	17,219.85	137,758,856	15,473.73	123,789,864	5	2040年 9月 1日	0.70
20	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	650,000	18,667.49	121,338,710	18,656.54	121,267,538	3.75	2045年 6月22日	0.69
21	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,824,252	978.52	115,703,346	969.03	114,581,629	10.5	2026年12月21日	0.65
22	アメリカ	社債券	STACR 2016-HQA1 M3	820,000	13,065.80	107,139,566	13,559.65	111,189,173	8.30969	2028年 9月25日	0.63
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY	830,000	13,947.29	115,762,565	13,271.59	110,154,202	6	2026年 2月15日	0.62
24	ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	3,646,000	2,987.81	108,935,660	2,989.60	109,001,172	10	2021年 1月 1日	0.62
25	アメリカ	社債券	SOUTHERN PERU	810,000	14,402.75	116,662,275	13,451.62	108,958,163	7.5	2035年 7月27日	0.62
26	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,101,000	9,551.15	105,158,168	9,376.04	103,230,218	5.75	2022年 7月15日	0.58
27	アメリカ	社債券	NATIONWIDE MUTUAL INSURA	586,000	18,380.62	107,710,471	17,201.31	100,799,712	9.375	2039年 8月15日	0.57
28	カナダ	社債券	CANADIAN NATL RAILWAY	883,000	11,374.04	100,432,790	11,098.48	97,999,644	5.55	2019年 3月 1日	0.55
29	フィリピン	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	931,000	10,842.82	100,946,701	10,149.86	94,495,220	3.7	2041年 3月 1日	0.53
30	アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	853,841.14	12,500.49	106,734,411	11,060.22	94,436,750	8.28	2033年12月31日	0.53

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018年5月31日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	外国	商業・専門サービス	0.31
		エネルギー	0.25
		各種金融	0.23
		小計	0.80
新株予約権付社債券等	外国	—	0.18
国債証券	外国	—	43.31
地方債証券	外国	—	0.87
社債券	国内	—	0.16
	外国	—	50.47
合計			95.82

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンＢ（為替ヘッジあり）】

(1)【投資状況】

2018年5月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	8,858,601	0.44
	カナダ	5,211,859	0.26
	ケイマン	770,139	0.03
	小計	14,840,599	0.74
新株予約権付社債券等	アメリカ	2,236,409	0.11
	ケイマン	3,897,698	0.19
	小計	6,134,107	0.30
国債証券	アメリカ	526,626,204	26.44
	カナダ	24,857,232	1.24
	アルゼンチン	20,217,129	1.01
	メキシコ	111,763,962	5.61
	ブラジル	29,759,612	1.49
	ペルー	48,410,632	2.43
	ウルグアイ	16,242,279	0.81
	ベネズエラ	370,825	0.01
	コスタリカ	1,515,956	0.07
	エルサルバドル	8,826,440	0.44
	ドイツ	6,322,484	0.31
	イタリア	61,735,344	3.10
	フランス	8,538,241	0.42
	スペイン	16,797,325	0.84
	ベルギー	12,070,784	0.60
	イギリス	46,507,759	2.33
	スウェーデン	21,097,986	1.05
	トルコ	49,102,236	2.46
	オーストラリア	29,645,381	1.48
	ニュージーランド	19,683,270	0.98
	フィリピン	20,299,725	1.01
	レバノン	1,194,205	0.05
	南アフリカ	12,797,431	0.64
	小計	1,094,382,442	54.96
地方債証券	アメリカ	11,438,283	0.57
社債券	アメリカ	601,524,199	30.21
	カナダ	36,547,911	1.83
	アルゼンチン	1,022,269	0.05
	コロンビア	2,074,811	0.10
	ペルー	2,857,995	0.14
	ベネズエラ	2,925,035	0.14
	バハマ	2,838,999	0.14
	オランダ	11,001,745	0.55
	ルクセンブルク	38,078,893	1.91
	イギリス	1,201,738	0.06
	ケイマン	17,530,963	0.88
	オーストラリア	5,957,228	0.29
	バミューダ	3,533,141	0.17
	小計	727,094,927	36.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	137,150,912	6.88
合計(純資産総額)		1,991,041,270	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2018年5月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY	912,000	14,021.02	127,871,759	14,086.84	128,471,986	7.625	2025年 2月15日	6.45
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY	787,000	11,075.51	87,164,266	11,092.49	87,297,942	3.625	2020年 2月15日	4.38
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY	480,000	12,700.91	60,964,395	12,724.69	61,078,530	8.125	2021年 8月15日	3.06
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY	466,900	12,943.79	60,434,563	13,006.63	60,727,976	7.125	2023年 2月15日	3.05
5	ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	304,000	15,804.97	48,047,139	15,924.55	48,410,632	8.75	2033年11月21日	2.43
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY	351,000	13,156.09	46,177,899	13,271.59	46,583,283	6	2026年 2月15日	2.33
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY	335,000	12,332.35	41,313,387	12,328.95	41,302,010	8.75	2020年 8月15日	2.07
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY	384,600	10,662.79	41,009,093	10,718.83	41,224,657	2.125	2021年 8月15日	2.07
9	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	290,000	15,425.05	44,732,662	14,196.53	41,169,952	5.5	2022年11月 1日	2.06
10	イギリス	国債証券	UK TREASURY	170,000	20,775.07	35,317,634	21,410.05	36,397,100	4.25	2040年12月 7日	1.82
11	メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	324,000	10,910.21	35,349,109	10,913.47	35,359,675	4	2023年10月 2日	1.77
12	アメリカ	社債券	STACR 2016-HQA1 M3	250,000	13,439.15	33,597,890	13,559.65	33,899,139	8.30969	2028年 9月25日	1.70
13	アメリカ	社債券	STACR 2015-HQA1 M3	250,000	12,600.31	31,500,781	12,578.24	31,445,602	6.65969	2028年 3月25日	1.57
14	ルクセンブルク	社債券	MINERVA LUXEMBOURG SA	295,000	9,932.46	29,300,764	9,918.87	29,260,681	6.5	2026年 9月20日	1.46
15	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS	5,850,000	486.26	28,446,233	484.11	28,320,911	5.75	2026年 3月 5日	1.42
16	トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	235,000	9,687.88	22,766,536	9,796.58	23,021,981	3.25	2023年 3月23日	1.15
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY	178,000	12,775.64	22,740,650	12,802.82	22,789,022	8	2021年11月15日	1.14
18	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS	3,644,000	616.66	22,471,245	611.51	22,283,701	10	2024年12月 5日	1.11
19	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000	1,406.46	21,097,006	1,406.53	21,097,986	5	2020年12月 1日	1.05
20	フィリピン	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	200,000	9,986.81	19,973,625	10,149.86	20,299,725	3.7	2041年 3月 1日	1.01
21	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	230,000	8,539.59	19,641,066	8,586.23	19,748,351	2.5	2024年 6月 1日	0.99
22	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	209,000	9,358.55	19,559,387	9,376.04	19,595,927	5.75	2022年 7月15日	0.98
23	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS	3,560,000	544.11	19,370,660	538.00	19,152,986	7.5	2027年 6月 3日	0.96
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY	139,600	10,353.67	14,453,731	10,430.10	14,560,425	1.625	2022年 8月15日	0.73
25	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	161,000	8,700.70	14,008,132	8,711.98	14,026,301	5.5	2023年 4月15日	0.70
26	アメリカ	社債券	SOUTHERN PERU	100,000	13,533.15	13,533,150	13,451.62	13,451,625	7.5	2035年 7月27日	0.67
27	トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	119,000	11,277.62	13,420,373	11,250.44	13,388,035	7	2020年 6月 5日	0.67
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	85,000	17,325.54	14,726,717	15,473.73	13,152,673	5	2040年 9月 1日	0.66
29	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,320,631	978.52	12,922,714	969.03	12,797,431	10.5	2026年12月21日	0.64
30	アメリカ	社債券	GENERAL ELECTRIC CO	118,000	10,752.93	12,688,458	10,734.12	12,666,268	5	2099年12月15日	0.63

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2018年5月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	商業・専門サービス	0.26
		各種金融	0.24
		エネルギー	0.23
		小計	0.74
新株予約権付社債券等	外国	—	0.30
国債証券	外国	—	54.96
地方債証券	外国	—	0.57
社債券	外国	—	36.51
合計			93.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2018年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第23特定期間末（2008年11月10日）	4,429	4,500	5,933	6,028
第24特定期間末（2009年 5月11日）	4,591	4,679	6,544	6,669
第25特定期間末（2009年11月10日）	4,748	4,848	7,351	7,506
第26特定期間末（2010年 5月10日）	3,840	3,933	7,597	7,782
第27特定期間末（2010年11月10日）	3,908	4,009	8,107	8,317
第28特定期間末（2011年 5月10日）	3,539	3,633	7,890	8,100
第29特定期間末（2011年11月10日）	3,363	3,452	7,900	8,110
第30特定期間末（2012年 5月10日）	3,269	3,353	7,946	8,151
第31特定期間末（2012年11月12日）	3,220	3,291	8,104	8,284
第32特定期間末（2013年 5月10日）	3,075	3,144	8,117	8,297
第33特定期間末（2013年11月11日）	2,783	2,849	7,590	7,770
第34特定期間末（2014年 5月12日）	2,713	2,777	7,661	7,841
第35特定期間末（2014年11月10日）	2,649	2,711	7,587	7,762
第36特定期間末（2015年 5月11日）	2,571	2,622	7,526	7,676
第37特定期間末（2015年11月10日）	2,373	2,423	7,152	7,302
第38特定期間末（2016年 5月10日）	2,313	2,362	7,173	7,323
第39特定期間末（2016年11月10日）	2,279	2,325	7,131	7,276
第40特定期間末（2017年 5月10日）	2,234	2,272	7,090	7,210
第41特定期間末（2017年11月10日）	2,155	2,191	7,017	7,137
第42特定期間末（2018年 5月10日）	2,000	2,036	6,737	6,857
2017年 5月末日	2,241	—	7,140	—
6月末日	2,216	—	7,113	—
7月末日	2,207	—	7,112	—
8月末日	2,191	—	7,114	—
9月末日	2,181	—	7,076	—
10月末日	2,168	—	7,061	—
11月末日	2,141	—	7,031	—
12月末日	2,102	—	7,009	—
2018年 1月末日	2,085	—	6,955	—
2月末日	2,041	—	6,875	—
3月末日	2,038	—	6,861	—
4月末日	2,018	—	6,797	—
5月末日	1,991	—	6,737	—

(注1)分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第23特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	95
第24特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	125
第25特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	155
第26特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	185
第27特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	210
第28特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	210
第29特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	210

第30特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	205
第31特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	180
第32特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	180
第33特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	180
第34特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	180
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	175
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	150
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	150
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	150
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	145
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	120
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	120
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	120

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第23特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	16.3
第24特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	12.4
第25特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	14.7
第26特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	5.9
第27特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	9.5
第28特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	0.1
第29特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	2.8
第30特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	3.2
第31特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	4.3
第32特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	2.4
第33特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	4.3
第34特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	3.3
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	1.3
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	1.2
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	3.0
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	2.4
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	1.4
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	1.1
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	0.7
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	2.3

(注) 収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第23特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	57,451,069	749,202,825	7,466,127,520
第24特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	98,087,033	547,896,268	7,016,318,285
第25特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	90,027,265	646,698,213	6,459,647,337
第26特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	77,275,919	1,482,010,749	5,054,912,507
第27特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	122,016,302	355,921,772	4,821,007,037
第28特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	84,840,799	419,510,755	4,486,337,081
第29特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	80,995,927	309,581,471	4,257,751,537
第30特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	76,313,188	219,396,926	4,114,667,799
第31特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	79,188,437	220,130,018	3,973,726,218
第32特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	103,368,467	287,482,040	3,789,612,645
第33特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	101,901,210	223,683,892	3,667,829,963
第34特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	49,690,456	175,227,548	3,542,292,871
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	46,797,174	96,179,090	3,492,910,955

第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	40,267,844	116,850,247	3,416,328,552
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	36,255,924	134,041,928	3,318,542,548
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	41,503,691	133,887,299	3,226,158,940
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	34,931,355	64,879,123	3,196,211,172
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	36,635,842	81,564,313	3,151,282,701
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	27,631,471	107,868,480	3,071,045,692
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	35,075,038	136,683,851	2,969,436,879

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)

運用実績

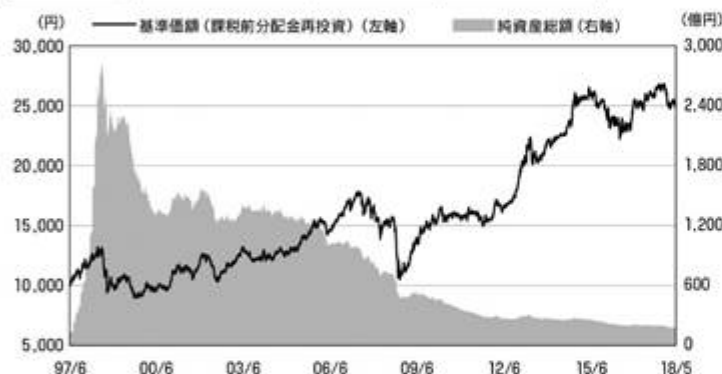
基準日：2018年5月31日現在

ファンドの運用実績

A（為替ヘッジなし）

基準価額・純資産の推移

基準価額	5,270円	純資産総額	173.5億円
------	--------	-------	---------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第246期	2018年 1月	25円
第247期	2018年 2月	25円
第248期	2018年 3月	25円
第249期	2018年 4月	25円
第250期	2018年 5月	25円
	直近1年累計	300円
	設定来累計	10,445円

分配金は1万口当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	100.1
現金等	-0.1
合計	100.0

主要な資産の状況（マザーファンドベース）

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入）。

公社債の組入上位10銘柄

（債券の組入銘柄数：439銘柄）

	銘柄名	償還日	利率(%)	組入比率(%)
1	米国国債	2025年 2月15日	7.625	6.5
2	ペルー国債	2033年11月21日	8.750	2.4
3	イタリア国債	2022年11月 1日	5.500	2.3
4	米国国債	2023年 2月15日	7.125	2.2
5	イギリス国債	2040年12月 7日	4.250	2.2
6	トルコ国債	2020年 6月 5日	7.000	1.7
7	カナダ国債	2024年 6月 1日	2.500	1.7
8	ミネルヴァ・ルクセンブルグ	2026年 9月20日	6.500	1.5
9	メキシコ国債	2026年 3月 5日	5.750	1.4
10	メキシコ国債	2024年12月 5日	10.000	1.2
組入上位10銘柄計				23.0

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

公社債のセクター別組入比率

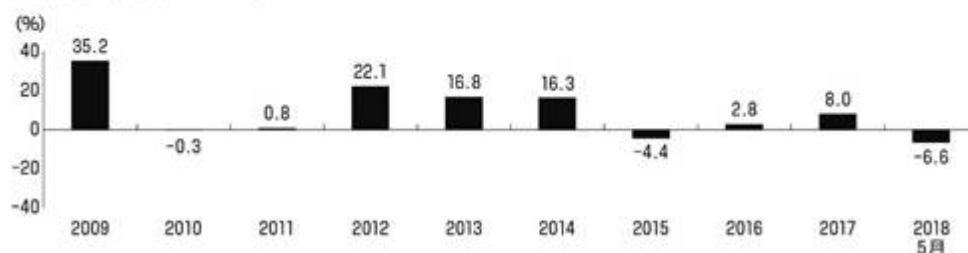
セクター	組入比率(%)
先進国の国債	25.2
先進国の投資適格社債等	12.3
ハイイールド社債	29.4
新興国債券	28.0
その他資産	1.0
現金等	4.2

先進国の国債および先進国の投資適格社債等にはBBB格以上の債券を区分しています。

通貨別組入比率

通貨	組入比率(%)
米ドル	69.1
ユーロ	13.6
日本円	10.2
英ポンド	3.8
人民元	1.0
その他	2.3

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2018年は5月末までの収益率を表示しています。
当ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

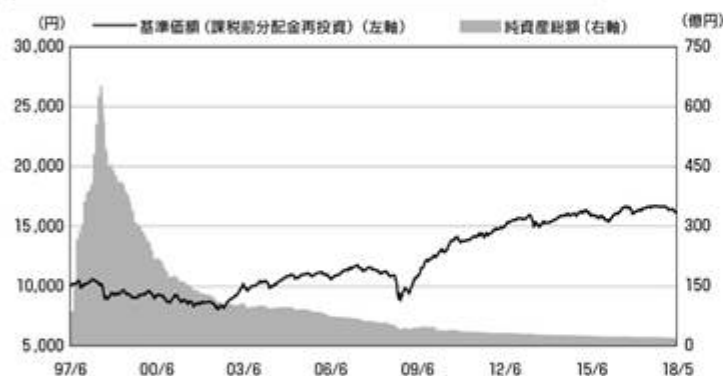
基準日：2018年5月31日現在

ファンドの運用実績

B（為替ヘッジあり）

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,737円	純資産総額	19.9億円
------	--------	-------	--------



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第246期	2018年 1月	20円
第247期	2018年 2月	20円
第248期	2018年 3月	20円
第249期	2018年 4月	20円
第250期	2018年 5月	20円
	直近1年累計	240円
	設定来累計	6,790円

分配金は1万円当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入）。

公社債の組入上位10銘柄

（債券の組入銘柄数：326銘柄）

	銘柄名	償還日	利率(%)	組入比率(%)
1	米国国債	2025年 2月15日	7.625	6.5
2	米国国債	2020年 2月15日	3.625	4.4
3	米国国債	2021年 8月15日	8.125	3.1
4	米国国債	2023年 2月15日	7.125	3.1
5	ペルー国債	2033年11月21日	8.750	2.4
6	米国国債	2026年 2月15日	6.000	2.3
7	米国国債	2020年 8月15日	8.750	2.1
8	米国国債	2021年 8月15日	2.125	2.1
9	イタリア国債	2022年11月 1日	5.500	2.1
10	イギリス国債	2040年12月 7日	4.250	1.8
組入上位10銘柄計				29.8

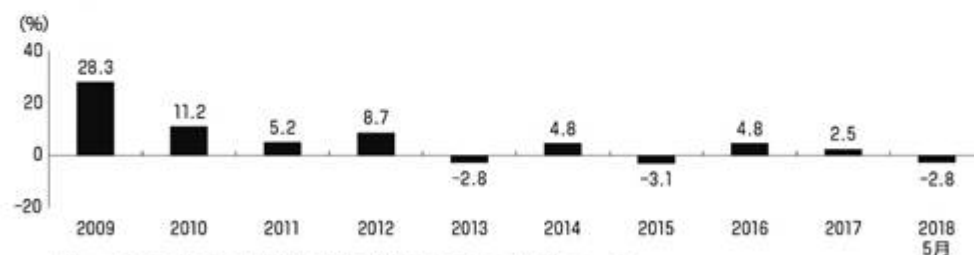
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

公社債のセクター別組入比率

セクター	組入比率(%)
先進国の国債	38.9
先進国の投資適格社債等	9.1
ハイイールド社債	24.4
新興国債券	19.6
その他資産	1.1
現金等	6.9

先進国の国債および先進国の投資適格社債等にはBBB格以上の債券を区分しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2018年は5月末までの収益率を表示しています。
当ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

取得の申込みは、毎月の決算日を取得の申込約定日として、毎営業日に販売会社にて受付けます。

取得申込みの受付時間は、原則として営業日の午後3時までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

（2）取扱いコース

当ファンドには、「A（為替ヘッジなし）」と「B（為替ヘッジあり）」の2本のファンドがあります。また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引き後再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

自動けいぞく投資約款の名称やコース名等は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また「A」、「B」の間で、スイッチング（乗換え）ができます。スイッチングを行う場合には、換金されるファンドと取得申込みされるファンドをご指示ください。

取扱うファンドやコースおよびスイッチングの取扱い等は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（3）申込価額

取得の申込約定日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、原則として決算日の基準価額とします。

（4）申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

（5）申込手数料

申込手数料をご負担いただく方法は、次の2通りあります。販売会社によってお取扱いが異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

A（為替ヘッジなし）、B（為替ヘッジあり）それぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金が税引後再投資される自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

なお、コース名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

取得時にご負担いただく場合

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（2.16%（税抜2.0%））を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

償還乗換えの取扱いは、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得後にご負担いただく場合

お申込時にはご負担いただきません。

ただし、取得後、収益分配金をお支払いする決算期数20回にわたり、各決算日における各受益者の保有額（当該決算日の基準価額×保有口数÷10,000）に販売会社が定める分割後取り手数料の率を乗じて得た金額を、お支払いする収益分配金から差しかせていただきます。販売会社における当該手数料の料率の上限は、1決算期当たり0.108%（税抜0.1%）とします。また、当該手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

詳しくは「2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

収益分配金をお支払いしない決算期については、翌期以降の収益分配金から差しかせていただきます。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合、原則として、取得後、決算期数20回にわたり当該手数料をご負担いただき、収益分配金（税引き後）から手数料等を控除した残額により再投資されます。再投資により取得した受益権につき当該手数料をご負担いただく期間は、再投資された収益分配金の元となった元本が負担すべき期間と同一期間となります。

スイッチング手数料

スイッチング（乗換え）による取得申込みは、無手数料となります。

ただし、上記「取得後にご負担いただく場合」による取得後にスイッチングを行った場合、当該スイッチング以降、取得したファンドの分割後取り手数料の負担の回数は、換金したファンドが負担すべきであった残回数（20回 - 既に負担した当該手数料の回数）となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（6）申込代金支払日

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、毎月の決算までの取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの各口座に払込まれます。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

換金は、下記の方法により行うことができます。

（1）解約請求による場合

解約方法

一部解約の実行の請求は、毎月の決算日を解約の申込約定日として、毎営業日に販売会社にて受け付けます。

一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として営業日の午後3時までとし、その時間を過ぎても受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額

一部解約の価額は、解約の申込約定日の翌営業日の基準価額とします。

解約単位

1口単位です。（販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

解約手数料

解約（換金）手数料はありません。

ただし、上記「1申込（販売）手続等（5）申込手数料 取得後にご負担いただく場合」で取得した場合であって、収益分配金から分割後取り手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額（換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000）に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

信託財産留保額

ありません。

解約代金支払日

解約の申込約定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、お支払いします。

その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を解約の申込約定日とみなして、上記の規定に準じて計算された価額とします。

なお、販売会社における買取請求による換金については、各販売会社にお問い合わせください。

（2）特別な場合の解約および買取りによる場合

特別な場合の解約

委託会社は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から次の事由により、一部解約の実行の請求があったときは、1口単位をもって、その請求を受付け、この信託契約の一部を解約します。

- a．受益者が死亡したとき
- b．受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- c．受益者が破産宣告を受けたとき
- d．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- e．その他上記a．からd．に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

一部解約の実行の請求の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

この場合における一部解約の価額は、当該請求を受付けた日（以下、「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

買取請求による解約

受益者から一部解約の申出があり、委託会社が上記 特別な場合の解約 a．から e．に該当しないものとして当該解約の申出を受付けなかった場合において、販売会社は、受益者の申出にやむを得ない事情があると判断したときは、当該受益権を買取ることができるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金代金支払日

特別な場合の解約または買取りによる場合の換金代金は、一部解約請求受付日または買取申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、お支払いします。

その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。販売会社が受益者から買取請求を受付けた場合もこれに準じます。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、A（為替ヘッジなし）は「コンパA」、B（為替ヘッジあり）は「コンパB」の略称で掲載されます。

基準価額は、日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）にA（為替ヘッジなし）は「コンパA」、B（為替ヘッジあり）は「コンパB」の略称で掲載されます。

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

国内債券 / 外国債券	原則として、計算日（外国で取引されているものについては計算日の前日）における以下のいずれかの価額で評価します。 1. 価格情報会社の提供する価額 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、下記「(5)その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。
- (イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - (ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更 d．」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。
 - (ハ) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。
- b．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。
- (イ) 信託期間中において、信託契約の一部解約により、「A」、「B」の各々の受益権の総口数が30億口を下回ったとき。
 - (ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
- c．信託終了の手続き
- (イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記 b．の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - (ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
 - (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b．委託会社は、上記 a．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c．上記 b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
- d．上記 c．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。
- 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」または「 信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a. 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

ｂ．「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して５営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して１口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約の申込約定日から起算して、原則として５営業日目から販売会社において支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成29年11月11日から平成30年5月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	682,191	131,439
親投資信託受益証券	19,579,051,343	17,701,009,281
未収入金	114,000,000	107,600,000
流動資産合計	19,693,733,534	17,808,740,720
資産合計	19,693,733,534	17,808,740,720
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	84,832,186	82,698,032
未払受託者報酬	906,076	793,720
未払委託者報酬	27,182,280	23,811,615
未払利息	1	-
その他未払費用	110,093	106,416
流動負債合計	113,030,636	107,409,783
負債合計	113,030,636	107,409,783
純資産の部		
元本等		
元本	33,932,874,746	33,079,213,039
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,352,171,848	15,377,882,102
元本等合計	19,580,702,898	17,701,330,937
純資産合計	19,580,702,898	17,701,330,937
負債純資産合計	19,693,733,534	17,808,740,720

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成29年 5月11日 至 平成29年11月10日)	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	648,962,156	744,940,083
営業収益合計	648,962,156	744,940,083
営業費用		
支払利息	114	314
受託者報酬	5,398,420	4,974,996
委託者報酬	161,952,553	149,249,812
その他費用	653,397	642,619
営業費用合計	168,004,484	154,867,741
営業利益又は営業損失（ ）	480,957,672	899,807,824
経常利益又は経常損失（ ）	480,957,672	899,807,824
当期純利益又は当期純損失（ ）	480,957,672	899,807,824
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	903,791	1,746,679
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,847,972,340	14,352,171,848
剰余金増加額又は欠損金減少額	681,480,141	530,798,636
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	681,480,141	530,798,636
剰余金減少額又は欠損金増加額	149,412,988	158,055,168
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	149,412,988	158,055,168
分配金	516,320,542	500,392,577
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,352,171,848	15,377,882,102

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、平成29年11月11日から平成30年5月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 33,932,874,746口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 33,079,213,039口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 14,352,171,848円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 15,377,882,102円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5770円 (10,000口当たり純資産額 5,770円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5351円 (10,000口当たり純資産額 5,351円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成29年 5月11日 至 平成29年11月10日)	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)																				
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円																				
2. 分配金の計算過程 平成29年5月11日から平成29年6月12日まで 計算期末における分配対象金額1,538,325,862円 (10,000口当たり440円)のうち、87,360,616円 (10,000口当たり25円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 平成29年11月11日から平成29年12月11日まで 計算期末における分配対象金額1,397,970,334円 (10,000口当たり415円)のうち、84,127,650円 (10,000口当たり25円)を分配金額としております。																				
<table> <tr> <th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 64,617,456円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 1,463,769,607円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 9,938,799円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 64,617,456円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 1,463,769,607円	分配準備積立金額	D 9,938,799円	<table> <tr> <th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 72,323,055円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 1,325,647,279円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D - 円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 72,323,055円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 1,325,647,279円	分配準備積立金額	D - 円
項目																					
費用控除後の配当等収益額	A 64,617,456円																				
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																				
収益調整金額	C 1,463,769,607円																				
分配準備積立金額	D 9,938,799円																				
項目																					
費用控除後の配当等収益額	A 72,323,055円																				
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																				
収益調整金額	C 1,325,647,279円																				
分配準備積立金額	D - 円																				

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,538,325,862円
当ファンドの期末残存口数	F 34,944,246,599口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 440円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 87,360,616円

平成29年6月13日から平成29年7月10日まで

計算期末における分配対象金額1,521,052,697円（10,000口当たり437円）のうち、86,897,099円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 77,696,741円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,443,355,956円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,521,052,697円
当ファンドの期末残存口数	F 34,758,839,761口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 437円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 86,897,099円

平成29年7月11日から平成29年8月10日まで

計算期末における分配対象金額1,485,058,701円（10,000口当たり430円）のうち、86,340,632円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 59,986,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,425,072,542円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,485,058,701円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,397,970,334円
当ファンドの期末残存口数	F 33,651,060,332口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 415円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 84,127,650円

平成29年12月12日から平成30年1月10日まで

計算期末における分配対象金額1,366,420,874円（10,000口当たり407円）のうち、83,841,576円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 56,961,461円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,309,459,413円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,366,420,874円
当ファンドの期末残存口数	F 33,536,630,585口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 407円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 83,841,576円

平成30年1月11日から平成30年2月13日まで

計算期末における分配対象金額1,339,303,723円（10,000口当たり400円）のうち、83,544,265円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 61,179,246円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,278,124,477円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,339,303,723円

当ファンドの期末残存口数	F 34,536,253,005口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 430円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 86,340,632円

平成29年8月11日から平成29年9月11日まで

計算期末における分配対象金額1,449,462,750円（10,000口当たり422円）のうち、85,767,309円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 59,924,878円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,389,537,872円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 1,449,462,750円
当ファンドの期末残存口数	F 34,306,923,888口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 422円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 85,767,309円

平成29年9月12日から平成29年10月10日まで

計算期末における分配対象金額1,439,647,743円（10,000口当たり422円）のうち、85,122,700円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 86,118,730円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,353,529,013円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 1,439,647,743円
当ファンドの期末残存口数	F 34,049,080,036口

当ファンドの期末残存口数	F 33,417,706,339口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 400円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 83,544,265円

平成30年2月14日から平成30年3月12日まで

計算期末における分配対象金額1,301,613,109円（10,000口当たり391円）のうち、83,171,125円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 51,388,606円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,250,224,503円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 1,301,613,109円
当ファンドの期末残存口数	F 33,268,450,080口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 391円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 83,171,125円

平成30年3月13日から平成30年4月10日まで

計算期末における分配対象金額1,278,115,121円（10,000口当たり384円）のうち、83,009,929円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 61,927,198円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,216,187,923円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 1,278,115,121円
当ファンドの期末残存口数	F 33,203,971,604口

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 422円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 85,122,700円

平成29年10月11日から平成29年11月10日まで
 計算期末における分配対象金額1,421,493,545円
 （10,000口当たり418円）のうち、84,832,186円
 （10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 71,473,069円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,349,029,476円
分配準備積立金額	D 991,000円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 1,421,493,545円
当ファンドの期末残存口数	F 33,932,874,746口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 418円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 84,832,186円

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 384円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 83,009,929円

平成30年4月11日から平成30年5月10日まで
 計算期末における分配対象金額1,255,796,786円
 （10,000口当たり379円）のうち、82,698,032円
 （10,000口当たり25円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 65,068,289円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 1,190,728,497円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 1,255,796,786円
当ファンドの期末残存口数	F 33,079,213,039口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 379円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 82,698,032円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

前期 (自 平成29年 5月11日 至 平成29年11月10日)	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法

親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 平成29年 5月11日 至 平成29年11月10日)	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
期首元本額 35,178,716,201円	期首元本額 33,932,874,746円
期中追加設定元本額 350,080,291円	期中追加設定元本額 357,627,773円
期中一部解約元本額 1,595,921,746円	期中一部解約元本額 1,211,289,480円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	52,198,521	46,228,049
合計	52,198,521	46,228,049

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（平成30年 5月10日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（平成30年 5月10日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	----	-----	----

親投資信託受益 証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グ ローバル・ハイ・インカム・マザー ファンド	14,446,265,634	17,701,009,281	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	14,446,265,634	17,701,009,281 100.0%	
合計				17,701,009,281	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 . デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	(平成30年 5月10日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	179,106,326
コール・ローン	538,583
株式	136,642,501
国債証券	7,885,221,132
地方債証券	155,322,057
社債券	9,375,027,900
派生商品評価勘定	149,361,352
未収入金	33,938,187
未収利息	239,078,182
前払費用	883,266
流動資産合計	18,155,119,486
資産合計	18,155,119,486
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	161,919,174
未払金	20,801,820
未払解約金	108,700,000
未払利息	1
その他未払費用	75
流動負債合計	291,421,070
負債合計	291,421,070
純資産の部	
元本等	
元本	14,578,594,572
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,285,103,844
元本等合計	17,863,698,416
純資産合計	17,863,698,416
負債純資産合計	18,155,119,486

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (3) 地方債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (4) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (5) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 (6) 直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (4) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

(平成30年 5月10日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成29年11月11日
期首元本額	15,468,521,249円
平成29年11月11日より平成30年5月10日までの期中追加設定元本額	186,665,537円
平成29年11月11日より平成30年5月10日までの期中一部解約元本額	1,076,592,214円
期末元本額	14,578,594,572円

期末元本額の内訳 *		
適格機関投資家私募	アライアンス・バーンスタイン・マルチセクター・ボンド・オープン （為替ヘッジなし）	46,761,550円
適格機関投資家私募	アライアンス・バーンスタイン・マルチセクター・ボンド・オープン （為替ヘッジあり）	85,567,388円
	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）	14,446,265,634円
2. 平成30年5月10日における1単位当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額	1.2253円
	(10,000口当たり純資産額)	(12,253円)

（注1）* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1. 有価証券明細表

（1）株式（平成30年 5月10日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BERRY PETROLEUM COMMON SHARES	15,316	9.78	149,882.37	
	BERRY PETROLEUM PREF	13,445	11.46	154,200.70	
	CHC GROUP LLC COMMON SHARES	3,018	7.25	21,880.50	
	DENBURY RESOURCES INC	6,666	3.79	25,264.14	
	IPAYMENT HOLDINGS INC	17,527	0.70	12,268.90	
	IPAYMENT HOLDINGS INC COMMON SHARES	271,499	0.70	190,049.30	
	IPAYMENT HOLDINGS INC PREF	1,738	100.00	173,800.00	
小計	銘柄数：7			727,345.91 (79,978,956)	
	組入時価比率：0.4%			58.5%	
カナダドル	TERVITA CORPORATION CLASS A VOTING PREF	69,323	9.55	662,034.65	
小計	銘柄数：1			662,034.65 (56,663,545)	
	組入時価比率：0.3%			41.5%	
合 計				136,642,501 (136,642,501)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（2）株式以外の有価証券（平成30年 5月10日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	539,000.00	539,673.75	
		DOMINICAN REPUBLIC	324,000.00	326,835.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	380,000.00	406,125.00	
		HUNGARY GOVERNMENT	378,000.00	401,152.50	
		KINGDOM OF BAHRAIN	200,000.00	174,750.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	671,000.00	629,062.50	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	853,841.14	862,379.55	
		REPUBLIC OF BRAZIL	1,115,000.00	1,248,800.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	325,000.00	336,050.00	
		REPUBLIC OF COSTA RICA	146,000.00	145,708.43	
		REPUBLIC OF CROATIA	570,000.00	604,200.00	

小計	REPUBLIC OF ECUADOR	200,000.00	196,500.00	
	REPUBLIC OF ECUADOR	200,000.00	184,500.00	
	REPUBLIC OF EL SALVADOR	55,000.00	58,300.00	
	REPUBLIC OF EL SALVADOR	155,000.00	148,025.00	
	REPUBLIC OF EL SALVADOR	67,000.00	69,010.00	
	REPUBLIC OF HONDURAS	170,000.00	169,150.00	
	REPUBLIC OF INDONESIA	1,338,000.00	1,528,665.00	
	REPUBLIC OF KENYA	224,000.00	225,792.00	
	REPUBLIC OF KENYA	200,000.00	199,000.00	
	REPUBLIC OF LEBANESE	95,000.00	94,406.25	
	REPUBLIC OF NIGERIA	270,000.00	277,762.50	
	REPUBLIC OF PANAMA	1,367,000.00	1,367,000.00	
	REPUBLIC OF PERU	2,604,000.00	3,786,216.00	
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	909,000.00	1,114,661.25	
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	931,000.00	855,356.25	
	REPUBLIC OF SENEGAL	203,000.00	222,792.50	
	REPUBLIC OF SENEGAL	211,000.00	194,647.50	
	REPUBLIC OF SRI LANKA	260,000.00	260,650.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	2,632,000.00	2,730,700.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	360,000.00	344,250.00	
	REPUBLIC OF TURKEY	1,274,000.00	1,246,927.50	
	REPUBLIC OF URUGUAY	53,903.00	69,737.00	
	REPUBLIC OF URUGUAY	400,000.00	513,500.00	
	REPUBLIC OF VENEZ 9	99,000.00	26,977.50	
	REPUBLIC OF ZAMBIA	380,000.00	365,750.00	
	STATE OF QATAR	165,000.00	169,743.75	
	UNITED MEXICAN STATES	964,000.00	967,615.00	
	US TREASURY	1,905,000.00	2,225,873.43	
	US TREASURY	1,156,000.00	1,358,661.25	
	US TREASURY	3,023,100.00	3,599,850.64	
	US TREASURY	3,330,000.00	4,030,340.62	
	US TREASURY	515,000.00	650,831.25	
	US TREASURY	640,000.00	637,699.96	
	銘柄数：44	31,857,844.14	35,565,628.88	
			(3,910,796,551)	
	組入時価比率：21.9%		22.5%	
カナダドル 小計	CANADIAN GOVERNMENT	3,390,000.00	3,432,212.28	
	CANADIAN GOVERNMENT	510,000.00	543,159.69	
	銘柄数：2	3,900,000.00	3,975,371.97	
			(340,252,086)	
アルゼンチンペソ 小計	組入時価比率：1.9%		2.0%	
	REPUBLIC OF ARGENTIN26.25	1,463,790.00	1,624,806.90	
	REPUBLIC OF ARGENTIN15.5	11,105,721.00	9,703,623.72	
	REPUBLIC OF ARGENTIN18.2	18,963,116.00	17,303,843.35	
	REPUBLIC OF ARGENTINA16	15,753,135.00	13,764,301.70	
	銘柄数：4	47,285,762.00	42,396,575.67	
			(205,199,426)	
	組入時価比率：1.1%		1.2%	

メキシコペソ	MEXICAN BONOS	33,268,000.00	37,368,281.00	
	MEXICAN BONOS	50,130,000.00	44,401,153.62	
小計	銘柄数：2	83,398,000.00	81,769,434.62	
	組入時価比率：2.6%		(459,544,222)	2.6%
ブラジルリアル	REPUBLIC OF BRAZIL	3,646,000.00	3,782,729.92	
	REPUBLIC OF BRAZIL	429,000.00	432,789.73	
小計	REPUBLIC OF BRAZIL 6	306,000.00	1,031,799.56	
	REPUBLIC OF BRAZIL 6	235,000.00	805,060.88	
	銘柄数：4	4,616,000.00	6,052,380.09	
	組入時価比率：1.0%		(185,202,830)	1.1%
ウルグアイペソ	REPUBLIC OF URUGUAY	3,114,000.00	3,201,192.00	
	銘柄数：1	3,114,000.00	3,201,192.00	
小計	組入時価比率：0.1%		(11,524,291)	0.1%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	650,000.00	959,856.30	
	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	580,000.00	584,165.56	
	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	300,000.00	489,331.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	551,000.00	610,861.19	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,850,000.00	3,468,903.15	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	1,093,698.40	
	FRENCH TREASURY	475,000.00	650,162.90	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	506,403.50	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,346,000.00	2,556,253.21	
	SPANISH GOVERNMENT	315,000.00	354,606.21	
小計	SPANISH GOVERNMENT	750,000.00	1,012,416.75	
	銘柄数：11	10,117,000.00	12,286,658.67	
	組入時価比率：9.0%		(1,600,091,558)	9.2%
英ポンド	UK TREASURY	490,000.00	514,394.65	
	UK TREASURY	1,765,000.00	2,536,525.62	
小計	UK TREASURY	331,000.00	421,388.15	
	銘柄数：3	2,586,000.00	3,472,308.42	
	組入時価比率：2.9%		(517,026,723)	3.0%
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	14,075,000.00	16,055,169.52	
	銘柄数：1	14,075,000.00	16,055,169.52	
小計	組入時価比率：1.1%		(202,616,239)	1.2%
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,101,000.00	1,251,217.13	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	545,627.50	
小計	銘柄数：2	1,601,000.00	1,796,844.63	
	組入時価比率：0.8%		(147,413,133)	0.8%
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,459,000.00	1,671,625.90	
	NEW ZEALAND I/L	588,000.00	649,513.62	
小計	銘柄数：2	2,047,000.00	2,321,139.52	
	組入時価比率：1.0%		(177,033,311)	1.0%

	マレーシアリングット 小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	686,000.00	687,342.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	950,000.00	973,772.89	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,264,000.00	1,263,834.41	
		銘柄数：3	2,900,000.00	2,924,949.80	
		組入時価比率：0.5%		(81,430,602) 0.5%	
	インドネシアルピア 小計	INDONESIA GOVERNMENT	5,850,000,000.00	6,037,200,000.00	
		銘柄数：1	5,850,000,000.00	6,037,200,000.00	
		組入時価比率：0.3%		(47,090,160) 0.3%	
	国債証券計			7,885,221,132 (7,885,221,132)	
地方債証券	米ドル 小計	CALIFORNIA ST	640,000.00	695,609.60	
		CALIFORNIA ST	225,000.00	336,521.25	
		PROVINCIA DE BUENOS AIRE	195,000.00	202,312.50	
		PROVINCIA DE CORDOBA	174,000.00	178,089.00	
		銘柄数：4	1,234,000.00	1,412,532.35	
		組入時価比率：0.9%		(155,322,057) 0.9%	
	地方債証券計			155,322,057 (155,322,057)	
社債券	米ドル	ABC SUPPLY CO INC	97,000.00	98,614.27	
		ABJA INVESTMENT CO	200,000.00	175,250.00	
		ACADIA HEALTHCARE CO INC	100,000.00	103,958.50	
		ACE CAPITAL TRUST II	125,000.00	179,315.12	
		ADIENT GLOBAL HOLDINGS	494,000.00	456,193.68	
		ADT CORP	308,000.00	286,694.40	
		AK STEEL CORP	114,000.00	116,407.45	
		AKBANK TAS	270,000.00	261,900.00	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	266,000.00	249,060.58	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	42,000.00	36,549.07	
		ALERIS INTL INC	47,000.00	46,142.01	
		ALGECO SCOTSMAN GLOB FIN	200,000.00	201,808.20	
		ALLY FINANCIAL INC	200,000.00	242,390.00	
		AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	199,000.00	195,740.97	
		AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	173,000.00	169,969.21	
		AMC NETWORKS INC	285,000.00	275,318.83	
		AMERICAN INTL GROUP	146,000.00	145,911.96	
		AMKOR TECHNOLOGIES INC	132,500.00	132,579.36	
		ANGLO AMERICAN CAPITAL	270,000.00	267,518.70	
		ANTERO RESOURCES CORP	163,000.00	164,912.31	
		APX GROUP INC	31,000.00	30,378.51	
		APX GROUP INC	150,000.00	147,445.65	
		ARAMARK SERVICES INC	49,000.00	49,727.11	
		ARAMARK SERVICES INC	99,000.00	96,203.44	
		ARCELIK AS	390,000.00	358,800.00	
		ARCELORMITTAL	392,000.00	455,848.56	
		ARGOS MERGER SUB INC	188,000.00	103,694.59	
		ASHTAD CAPITAL INC	245,000.00	253,221.22	

AT&T INC	586,000.00	591,904.53
AVIS BUDGET CAR RENTAL	219,000.00	220,095.00
AXALTA COATING SYSTEMS	453,000.00	454,127.97
BANCO DO BRASIL (CAYMAN)	296,000.00	303,303.80
BANK OF AMERICA CORP	157,000.00	165,600.14
BANK OF AMERICA CORP	6,000.00	5,987.85
BANK OF AMERICA CORP	4,000.00	4,236.80
BARRICK NA FINANCE LLC	33,000.00	34,072.96
BBA US HOLDINGS INC	105,000.00	105,278.35
BCD ACQUISITION INC	279,000.00	302,257.16
BEAZER HOMES USA	109,000.00	100,066.46
BERRY PETROLEUM CO LLC	92,000.00	94,246.91
BERRY PETROLEUM(ESCROW)	391,000.00	0.00
BERRY PLASTICS CORP	184,000.00	184,017.11
BI-LO LLC 8.625	97,538.00	57,175.20
BMC SOFTWARE FINANCE INC	270,000.00	270,997.65
BOMBARDIER INC	261,000.00	278,429.58
BOMBARDIER INC	63,000.00	70,218.47
BOMBARDIER INC	18,000.00	18,116.78
BOMBARDIER INC	79,000.00	79,588.86
BOMBARDIER INC	73,000.00	75,916.20
BPCE SA	411,000.00	435,497.65
BRF GMBH	350,000.00	303,625.00
BRISTOW GROUP INC	160,000.00	164,418.51
C&W SR FINANCING DESIGNA	200,000.00	196,364.20
CANADIAN NATL RAILWAY	883,000.00	902,120.48
CARLSON TRAVEL INC	200,000.00	195,741.80
CARRIZO OIL & GAS INC	212,000.00	217,304.45
CAS 2013-C01 M2	117,000.00	135,575.96
CAS 2014-C01 M2	30,000.00	34,218.57
CAS 2015-C01 1M2	474,149.12	522,685.01
CAS 2015-C02 1M2	365,078.65	400,585.06
CAS 2015-C03 1M2	56,503.33	64,230.57
CAS 2015-C03 2M2	227,032.48	252,648.21
CAS 2015-C02 2M2	289,234.51	311,673.14
CAS 2016-C01 1M2	315,854.00	384,115.35
CAS 2016-C01 2M2	141,401.00	169,362.59
CAS 2016-C02 1M2	451,000.00	537,979.40
CAS 2016-C03 2M2	450,000.00	527,937.39
CAS 2016-C04 1M2	478,000.00	542,501.65
CAS 2016-C05 2M2	254,936.00	285,746.82
CAS 2016-C07 2M2	144,947.00	161,743.93
CATALENT PHARMA SOLUTION	66,000.00	63,877.04
CENTURYLINK INC	243,000.00	248,859.70
CF INDUSTRIES INC	98,000.00	81,310.30
CHARLES RIVER LABORATORI	39,000.00	39,528.13
CHARTER COMM OPT LLC/CAP	205,000.00	207,493.41
CHARTER COMM OPT LLC/CAP	55,000.00	51,353.22

CHC GRP LLC/CHC FIN LTD	119,155.00	119,155.00	
CHENIERE CORP CHRISTI HD	141,000.00	155,100.56	
CHENIERE CORP CHRISTI HD	181,000.00	187,583.87	
CHENIERE ENERGY INC	171,070.00	178,673.71	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	448,000.00	238,056.89	
CIT GROUP INC	95,000.00	98,027.07	
CLEAN HARBORS INC	380,000.00	382,655.82	
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	131,000.00	133,771.04	
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	369,000.00	377,630.17	
CLEAVER-BROOKS INC	81,000.00	83,840.42	
CNTL AMR BOTTLING CORP	270,000.00	272,700.00	
COMCEL TRUST (CAYMAN ISL	385,000.00	394,143.75	
COMMONWEALTH BANK AUSTRA	554,000.00	554,706.35	
CON-WAY INC	138,000.00	142,450.77	
CONDUENT FIN / XEROX BUS	215,000.00	253,203.56	
CONSOLIDATED ENERGY FIN	200,000.00	206,008.20	
COOPER STANDARD AUTOMOTI	179,000.00	176,809.75	
COSAN LTD	265,000.00	259,037.50	
COX COMMUNICATIONS INC	234,000.00	217,592.38	
CREDIT SUISSE GROUP	252,000.00	255,571.34	
CREDITCORP	249,000.00	244,807.83	
CROWN AMER/CAP CORP VI	83,000.00	78,962.63	
CVS HEALTH CORP	255,000.00	251,677.05	
DAKOTA MERGER SUB INC	189,000.00	204,299.92	
DANA FINANCING LUX SARL	111,000.00	114,764.78	
DELL INC	52,000.00	50,960.57	
DENBURY RESOURCES INC	68,000.00	72,146.23	
DISH DBS CORP	265,000.00	223,493.05	
DPL INC	118,000.00	122,455.20	
DYNEGY INC	200,000.00	210,500.00	
DYNEGY INC	135,000.00	145,320.21	
ECOPETROL SA	175,000.00	164,150.00	
ELDORADO GOLD CORP	41,000.00	38,500.27	
ELEMENTIA SA	350,000.00	332,062.50	
EMBARQ CORP	12,000.00	11,405.55	
EMPRESAS PUBLIC MEDELLIN	387,000.00	406,350.00	
ENDO FINANCE LLC	320,000.00	232,728.64	
ENERGIZER SPINCO INC	117,000.00	115,497.13	
ENERGY TRANSFER EQUITY	180,000.00	173,294.64	
ENOVA INTERNATIONAL INC	159,000.00	167,104.86	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER	615,000.00	638,018.22	
FIRST QUALITY FINANCE CO	350,000.00	344,964.55	
FIRSTCASH INC	45,000.00	45,659.92	
FIRSTRAND BANK LTD	200,000.00	198,000.00	
FORD MOTOR CO	625,000.00	733,298.75	
FRESENIUS MED CARE II	255,000.00	257,942.19	
FRESENIUS MED CARE II	360,000.00	369,918.36	
FRONTIER COMMUNICATIONS	348,000.00	249,081.34	

FRONTIER COMMUNICATIONS	172,000.00	108,296.87	
GARTNER INC	80,000.00	79,861.12	
GENERAL ELECTRIC CO	843,000.00	833,920.89	
GENESIS ENERGY LP/FIN	17,000.00	16,616.36	
GENESIS ENERGY LP/FIN	152,000.00	144,544.67	
GEO GROUP INC	95,000.00	97,354.00	
GEO GROUP INC	29,000.00	28,548.26	
GEO GROUP INC	24,000.00	23,939.37	
GEO GROUP INC	31,000.00	30,510.75	
GFI GROUP INC	177,000.00	177,512.41	
GFL ENVIRONMENTAL INC	286,000.00	301,036.45	
GLP CAPITAL LP / FIN II	69,000.00	69,304.42	
GLP CAPITAL LP / FIN II	80,000.00	80,288.39	
GOEASY LTD	75,000.00	79,685.47	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	280,000.00	286,011.88	
GRINDING MED/MC GRINDING	106,000.00	112,027.90	
GRUPO CEMENTOS CHIHUAHUA	433,000.00	421,092.50	
GTL TRADE FINANCE INC	836,000.00	863,069.68	
GTL TRADE FINANCE INC	218,000.00	230,535.00	
GULFPORT ENERGY CORP	129,000.00	122,856.50	
GULFPORT ENERGY CORP	141,000.00	134,127.66	
H&E EQUIPMENT SERVICES	71,000.00	70,962.51	
HADRIAN MERGER SUB	123,000.00	122,978.58	
HANESBRANDS INC	147,000.00	142,887.82	
HCA INC	118,000.00	118,587.64	
HCA INC	68,000.00	65,045.53	
HERTZ CORP	487,000.00	399,492.91	
HESS INF PART / FIN CORP	115,000.00	116,196.00	
HILL ROM HOLDINGS INC	46,000.00	47,500.65	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	85,000.00	84,523.57	
HSBC HOLDINGS PLC	699,000.00	838,920.22	
IHS MARKIT LTD	162,000.00	166,807.51	
INDIGO NATURAL RES LLC	175,000.00	168,004.33	
INDIKA ENERGY III PTE	245,000.00	218,662.50	
INFOR US INC	165,000.00	167,352.73	
INRETAIL PHARMA SA	281,000.00	284,161.25	
INTERNATIONAL GAME TECH	340,000.00	355,080.02	
INTL LEASE FINANCE CORP	325,000.00	333,012.55	
IRB HOLDING CORP	308,000.00	295,674.74	
ITAU UNIBANCO HLDG SA/KY	200,000.00	190,200.00	
JELD-WEN INC	22,000.00	20,811.78	
JELD-WEN INC	30,000.00	28,116.81	
JPMORGAN CHASE & CO	187,000.00	201,831.53	
KAR AUCTION SERVICES INC	76,000.00	73,782.92	
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	250,000.00	245,210.00	
KB HOME	520,000.00	555,833.72	
KINDER MORGAN ENER PART	146,000.00	146,101.76	
KINETIC CONCEPT/KCI USA	122,000.00	126,318.43	

KLX INC	119,000.00	124,096.41	
KOC HOLDINGS AS	380,000.00	361,950.00	
L BRANDS INC	184,000.00	174,066.94	
L BRANDS INC	288,000.00	271,091.80	
LAMB WESTON HLD	95,000.00	93,072.83	
LAMB WESTON HLD	96,000.00	94,585.63	
LENNAR CORP	280,000.00	280,172.20	
LENNAR CORP	548,000.00	554,801.77	
LEVI STRAUSS & CO	207,000.00	208,277.81	
LIBERTY MUTUAL GROUP	410,000.00	492,234.52	
LIFEPOINT HEALTH INC	252,000.00	251,934.22	
LUNDIN MINING	152,000.00	159,971.03	
MAJAPAHIT HOLDING BV	465,000.00	494,643.75	
MALLINCKRODT FIN/SB	21,000.00	16,791.78	
MALLINCKRODT FIN/SB	38,000.00	28,884.18	
MALLINCKRODT INTL FIN	65,000.00	48,747.92	
MARFRIG HOLDING EUROPE B	480,000.00	481,800.00	
MASCO CORP	164,000.00	176,342.47	
MCGRAW-HILL GLOBAL ED	188,000.00	173,455.19	
MEDCO PLATINUM ROAD PTE	200,000.00	179,250.00	
MEDNAX INC	76,000.00	75,549.16	
MEREDITH CORP	57,000.00	57,203.94	
MICRON TECHNOLOGY INC	52,000.00	54,080.00	
MILLICOM INTL CELLULAR	200,000.00	185,042.00	
MINERVA LUXEMBOURG SA	296,000.00	270,470.00	
MINERVA LUXEMBOURG SA	2,650,000.00	2,421,437.50	
MINSUR SA	187,000.00	195,882.50	
MOTOROLA INC	475,000.00	557,115.62	
MPLX LP	62,000.00	63,507.77	
MPLX LP	106,000.00	102,444.44	
MULTI-COLOR CORP	157,000.00	146,309.39	
MURPHY OIL USA INC	13,000.00	12,996.34	
NABORS INDUSTRIES INC	53,000.00	53,537.63	
NABORS INDUSTRIES INC	142,000.00	139,477.51	
NATIONAL CINEMEDIA LLC	107,000.00	98,057.15	
NATIONWIDE MUTUAL INSURA	586,000.00	918,449.52	
NATURA COSMETICOS SA	200,000.00	195,250.00	
NAVIENT CORP	355,000.00	356,689.80	
NAVIENT CORP	300,000.00	311,300.70	
NETFLIX INC	251,000.00	234,004.53	
NETFLIX INC	195,000.00	183,333.15	
NEW AMETHYST CORP	273,000.00	283,691.49	
NGL ENRGY PART LP/FIN CO	240,000.00	239,875.20	
NIELSEN FINANCE LLC/CO	163,000.00	163,139.52	
NOBLE HOLDING INTL LTD	276,000.00	261,709.81	
NOVA CHEMICALS CORP	33,000.00	33,058.08	
NOVA CHEMICALS CORP	217,000.00	207,974.53	
NOVELIS CORP	281,000.00	278,811.29	

NRG ENERGY INC	120,000.00	118,991.28	
NUFARM AUSTRALIA/AMERICA	77,000.00	76,284.20	
NUMERICABLE-SFR SA	200,000.00	189,316.20	
NUMERICABLE-SFR SA	200,000.00	193,774.80	
OASIS PETROLEUM	124,000.00	126,630.04	
OASIS PETROLEUM	10,000.00	10,276.00	
ONCOR ELECTRIC DELIVERY	390,000.00	394,699.89	
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	175,000.00	176,531.25	
OWENS CORNING	313,000.00	380,461.20	
OXFORD FIN LLC/CO-ISS II	33,000.00	33,635.38	
PARKLAND FUEL CORP	179,000.00	180,159.56	
PDC ENERGY INC	83,000.00	85,107.53	
PDC ENERGY INC	211,000.00	212,852.15	
PEABODY SEC FIN CORP	106,000.00	109,114.59	
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	49,000.00	51,247.26	
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	801,000.00	819,022.50	
PETROLEOS DE VENEZ 5.375	186,700.00	44,976.03	
PETROLEOS DE VENEZ 6	905,000.00	209,507.50	
PINNACLE ENTERTAINMENT 1	291,000.00	304,458.75	
PINNACLE FOODS INC	76,000.00	77,926.37	
POST HOLDINGS INC	307,000.00	286,347.18	
POST HOLDINGS INC	134,000.00	126,323.67	
PPL ENERGY SUPPLY LLC	175,000.00	147,091.87	
PQ CORP	45,000.00	44,394.30	
PRECISION DRILLING CORP	126,000.00	127,787.66	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	225,000.00	240,612.30	
PULTE GROUP INC	390,000.00	375,412.05	
PULTE GROUP INC	20,000.00	23,364.70	
PULTE GROUP INC	54,000.00	55,936.17	
QEP RESOURCES INC	92,000.00	99,353.74	
QEP RESOURCES INC	117,000.00	115,650.99	
QEP RESOURCES INC	32,000.00	31,039.36	
QUINTILES IMS INC	204,000.00	206,303.97	
RABOBANK NEDERLAND	139,000.00	150,508.08	
RADIATE HOLDCO / FINANCE	74,000.00	70,817.26	
RANGE RESOURCES CORP	45,000.00	43,961.35	
RANGE RESOURCES CORP	133,000.00	127,635.17	
RAS LAFFAN LNG III	539,000.00	572,687.50	
REGENCY ENERGY PARTNERS	159,000.00	164,504.89	
REGIONS FINANCIAL	425,000.00	548,853.07	
RITCHIE BROS AUCTIONEERS	62,000.00	61,644.43	
ROWAN COMPANIES INC	91,000.00	64,017.49	
RUMO LUXEMBOURG SARL	560,000.00	580,300.00	
SABLE INTL FINANCE LTD	210,000.00	220,875.90	
SABRE GLBL INC	98,000.00	99,327.50	
SANCHEZ ENERGY CORP	130,000.00	130,303.26	
SANTANDER HOLDINGS USA	267,000.00	260,267.32	
SEAGATE HDD CAYMAN	355,000.00	342,802.91	

SEALED AIR CORP	413,000.00	459,735.49	
SEMGROUP CORP	95,000.00	90,440.19	
SEMGROUP CORP	87,000.00	86,342.19	
SHEA HOMES LP/FNDG CP	76,000.00	76,508.66	
SHEA HOMES LP/FNDG CP	117,000.00	118,065.28	
SILVERSEA CRUISE FINANCE	231,000.00	242,939.23	
SM ENERGY CO	58,000.00	58,782.59	
SM ENERGY CO	139,000.00	134,336.82	
SM ENERGY CO	55,000.00	56,421.03	
SOCIETE GENERALE	200,000.00	219,000.00	
SOFTBANK GROUP CORP	268,000.00	260,369.50	
SOUTHERN PERU	810,000.00	1,008,450.00	
SOUTHERN STAR CENTRAL CO	250,000.00	253,363.50	
SPCM SA	270,000.00	258,338.97	
SPECTRUM BRANDS INC	80,000.00	80,845.28	
SPECTRUM BRANDS INC	186,000.00	184,613.74	
SPRINT NEXTEL CORP	128,000.00	131,664.64	
SPRINT NEXTEL CORP	400,000.00	401,956.40	
SPRINT SPECTRUM / SPEC I	255,000.00	256,611.34	
SRC ENERGY INC	131,000.00	132,553.52	
STACR 2013-DN1 M2	250,000.00	303,529.82	
STACR 2013-DN2 M2	496,303.75	551,968.93	
STACR 2014-DN1 M3	255,000.00	294,496.54	
STACR 2014-HQ2 M3	270,000.00	310,035.35	
STACR 2014-HQ3 M3	404,582.50	449,341.30	
STACR 2015-DNA1 M3	250,000.00	278,272.15	
STACR 2015-DNA2 M2	402,380.92	409,658.54	
STACR 2015-DNA3 M3	497,000.00	594,794.54	
STACR 2015-HQA1 M3	250,000.00	289,795.60	
STACR 2015-HQA2 M2	282,416.22	290,329.18	
STACR 2015-HQA2 M3	485,000.00	568,321.10	
STACR 2016-DNA1 M3	475,000.00	572,522.77	
STACR 2016-DNA2 B	249,555.03	344,999.02	
STACR 2016-DNA2 M3	475,000.00	544,855.92	
STACR 2016-DNA3 M3	734,000.00	859,363.38	
STACR 2016-DNA4 M3	485,000.00	543,942.82	
STACR 2016-HQA1 M3	820,000.00	1,013,809.37	
STACR 2017-DNA2 M2	450,000.00	491,404.27	
STANDARD CHARTERED PLC	200,000.00	210,231.40	
STEEL DYNAMICS INC	190,000.00	179,761.47	
STEEL DYNAMICS INC	101,000.00	99,989.19	
STILLWATER MINING	200,000.00	195,000.00	
STILLWATER MINING	200,000.00	197,250.00	
SUGAR HSP GMNG PROP/FIN	115,000.00	109,593.85	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	132,000.00	126,758.53	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	103,000.00	99,236.63	
SUNTRUST BANKS INC	160,000.00	153,301.92	
SYMANTEC CORP	116,000.00	116,351.94	

TALEN ENERGY SUPPLY LLC	60,000.00	43,769.58
TARGA RESOURCES PARTNERS	100,000.00	105,204.90
TARGA RESOURCES PARTNERS	57,000.00	57,285.79
TAYLOR MORRISON COMM/MON	238,000.00	242,909.46
TAYLOR MORRISON COMM/MON	13,000.00	12,886.05
TECK RESOURCES LIMITED	37,000.00	41,149.25
TEGNA	209,000.00	215,658.32
TENET HEALTHCARE CORP	250,000.00	258,939.25
TENET HEALTHCARE CORP	82,000.00	86,608.15
TENN MERGER SUB INC	140,000.00	123,983.58
TERRAFORM GLOBAL OPERATI	47,000.00	47,414.77
TMX FINANCE LLC/TITLEMAX	292,000.00	279,572.48
TONON LUXEMBOURG SA 7.25	321,170.65	15,743.14
TOWNSQUARE MEDIA INC	148,000.00	136,530.00
TRANSOCEAN INC	150,000.00	148,500.00
TRANSOCEAN INC	290,000.00	315,572.49
TRANSOCEAN PHOENIX 2 LTD	171,700.00	184,150.48
TRAVELPORT CORP FIN	95,000.00	96,554.10
TURKIYE VAKIFLAR BANKASI	260,000.00	242,125.00
UBS GROUP AG	472,000.00	492,731.65
UNIFIN FINANCIERA SAB	200,000.00	191,000.00
UNITYMEDIA KABELBW GMBH	356,000.00	375,026.06
UNIVISION COMMUNICATIONS	198,000.00	180,719.94
UPCB FINANCE IV LTD	315,000.00	308,290.50
US WEST COMMUNICATIONS	701,000.00	663,357.70
VALE OVERSEAS LIMITED	304,000.00	344,857.60
VALEANT PHARMACEUTICALS	143,000.00	148,946.08
VALEANT PHARMACEUTICALS	76,000.00	77,140.00
VALEANT PHARMACEUTICALS	248,000.00	229,596.66
VALVOLINE INC	47,000.00	47,943.33
VALVOLINE INC	149,000.00	142,958.34
VEDANTA RESOURCES PLC	212,000.00	207,230.00
VIRGIN MEDIA FINANCE PLC	725,000.00	688,284.55
VIRGIN MEDIA FINANCE PLC	315,000.00	319,526.23
VIRGOLINO DE OLIVEI10.5	825,000.00	52,432.87
VOC ESCROW LTD	169,000.00	163,311.12
WHITING PETROLEUM CORP	46,000.00	47,417.49
WHITING PETROLEUM CORP	53,000.00	54,996.03
WHITING PETROLEUM CORP	214,000.00	221,491.42
WINDSTREAM SERVICES LLC	227,000.00	155,859.56
WINDSTREAM SERVICES LLC	100,000.00	60,590.30
WPX ENERGY INC	40,000.00	40,000.00
WYNDHAM HOTELS & RESORTS	85,000.00	85,663.59
WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	169,000.00	167,578.54
XEROX CORPORATION	113,000.00	109,439.82
XPO LOGISTICS INC	94,000.00	96,852.71
YPF SA	142,000.00	130,288.55
銘柄数：363	82,295,208.16	81,912,977.04

小計

				(9,007,150,954)	
		組入時価比率：50.4%		51.7%	
ユーロ		BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	200,000.00	216,765.40	
		BANCO SANTANDER SA	300,000.00	337,520.40	
		HERTZ HOLDGS NETHERLANDS	105,000.00	105,187.63	
		HSBC HOLDINGS PLC	270,000.00	284,175.00	
		ING BANK NV	629,000.00	631,436.74	
		LECTA SA	140,000.00	143,017.00	
		LINCOLN FINANCE LTD	305,000.00	315,782.97	
		SUNSHINE MID BV	129,000.00	129,291.79	
		VALEANT PHARMACEUTICALS	200,000.00	188,548.20	
	小計	銘柄数：9	2,278,000.00	2,351,725.13 (306,265,163)	
		組入時価比率：1.7%		1.8%	
英ポンド		BARCLAYS PLC	246,000.00	264,759.71	
		STONEGATE PUB CO FIN PLC	150,000.00	149,019.90	
小計		銘柄数：2	396,000.00	413,779.61 (61,611,783)	
		組入時価比率：0.3%		0.4%	
社債券計				9,375,027,900 (9,375,027,900)	
合計				17,415,571,089 (17,415,571,089)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成30年 5月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	4,708,658,563	-	4,749,799,199	41,140,636
	米ドル	2,736,178,164	-	2,801,884,076	65,705,912
	カナダドル	120,623,456	-	120,988,747	365,291
	ユーロ	838,772,881	-	827,915,824	10,857,057
	英ポンド	193,786,131	-	188,085,570	5,700,561
	ノルウェークローネ	183,748,079	-	180,527,603	3,220,476
	デンマーククローネ	102,422,034	-	102,545,574	123,540
	トルコリラ	89,828,510	-	86,909,823	2,918,687
	ポーランドズロチ	89,037,922	-	85,621,326	3,416,596
	南アフリカランド	174,962,862	-	172,970,224	1,992,638
	オフショア中国元	179,298,524	-	182,350,432	3,051,908
	売建	6,509,306,878	-	6,550,594,815	41,287,937
	米ドル	3,883,128,714	-	3,972,648,643	89,519,929
	カナダドル	390,377,995	-	398,682,917	8,304,922
	メキシコペソ	511,882,329	-	479,190,684	32,691,645
	ユーロ	181,009,853	-	179,410,460	1,599,393
	英ポンド	112,707,258	-	111,116,571	1,590,687
	スイスフラン	269,797,905	-	264,669,997	5,127,908
	スウェーデンクローナ	208,279,396	-	206,155,763	2,123,633
	ノルウェークローネ	145,517,611	-	144,439,495	1,078,116
	トルコリラ	90,421,848	-	84,956,050	5,465,798
	ポーランドズロチ	88,505,748	-	86,688,498	1,817,250
	オーストラリアドル	269,174,713	-	268,572,550	602,163
	ニュージーランドドル	358,503,508	-	354,063,187	4,440,321
	合計	11,217,965,441	-	11,300,394,014	147,301

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	直物為替先渡取引				
	買建	1,059,753,379	-	1,027,258,521	32,494,858
	アルゼンチンペソ（米ドル対価）	62,098,372	-	52,465,213	9,633,159
	コロンビアペソ（米ドル対価）	53,721,405	-	50,884,649	2,836,756
	インドネシアルピア（米ドル対価）	98,592,838	-	95,248,121	3,344,717
	インドルピー（米ドル対価）	554,660,074	-	542,778,834	11,881,240
	マレーシアリングット（米ドル対価）	108,390,164	-	105,737,536	2,652,628
	ロシアルーブル（米ドル対価）	182,290,526	-	180,144,168	2,146,358
	売建	617,907,714	-	597,823,377	20,084,337
	アルゼンチンペソ（米ドル対価）	115,287,749	-	106,575,320	8,712,429
	ブラジルリアル（米ドル対価）	123,661,007	-	119,554,229	4,106,778
	インドルピー（米ドル対価）	183,775,913	-	180,455,685	3,320,228
	マレーシアリングット（米ドル対価）	189,097,752	-	185,331,312	3,766,440
	ウルグアイペソ（米ドル対価）	6,085,293	-	5,906,831	178,462
	合計	1,677,661,093	-	1,625,081,898	12,410,521

(注1)時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2 直物為替先渡取引

1) 価格情報会社が計算し、提供する価額等により評価しております。

(注2) デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンＢ（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	109,118,950	43,408,559
コール・ローン	19,952,358	6,667,035
株式	14,189,028	14,475,250
国債証券	1,219,554,769	1,148,176,209
地方債証券	12,426,086	11,507,143
社債券	794,087,497	771,087,025
派生商品評価勘定	5,305,921	6,823,764
未収入金	1,585,903	1,041,321
未収利息	26,798,855	25,570,803
前払費用	207,986	346,552
その他未収収益	1,480,753	2,714,386
流動資産合計	2,204,708,106	2,031,818,047
資産合計	2,204,708,106	2,031,818,047
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,668,702	21,878,336
未払金	5,783,797	549,800
未払収益分配金	6,142,091	5,938,873
未払受託者報酬	99,460	89,810
未払委託者報酬	2,983,709	2,694,256
未払利息	51	16
その他未払費用	18,866	17,741
流動負債合計	49,696,676	31,168,832
負債合計	49,696,676	31,168,832
純資産の部		
元本等		
元本	3,071,045,692	2,969,436,879
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	916,034,262	968,787,664
（分配準備積立金）	528,411,285	504,268,671
元本等合計	2,155,011,430	2,000,649,215
純資産合計	2,155,011,430	2,000,649,215
負債純資産合計	2,204,708,106	2,031,818,047

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成29年 5月11日 至 平成29年11月10日)	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
営業収益		
受取配当金	104,641	20,324
受取利息	53,397,349	50,931,626
有価証券売買等損益	4,443,911	62,087,090
派生商品取引等損益	176,256	1,677,160
為替差損益	16,390,519	21,998,518
その他収益	1,278,656	1,368,556
営業収益合計	33,769,960	30,087,942
営業費用		
支払利息	6,240	6,276
受託者報酬	599,383	555,471
委託者報酬	17,981,296	16,664,038
その他費用	354,588	344,558
営業費用合計	18,941,507	17,570,343
営業利益又は営業損失（ ）	14,828,453	47,658,285
経常利益又は経常損失（ ）	14,828,453	47,658,285
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,828,453	47,658,285
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	17,726	69,361
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	916,973,531	916,034,262
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,352,170	41,545,517
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,352,170	41,545,517
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,038,756	10,801,317
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,038,756	10,801,317
分配金	37,184,872	35,908,678
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	916,034,262	968,787,664

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (3) 地方債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (4) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (5) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 (6) 直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (4) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他	当ファンドの特定期間は、平成29年11月11日から平成30年5月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1. 特定期間の末日における受益権の総数

	3,071,045,692口		2,969,436,879口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額		2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	916,034,262円	元本の欠損	968,787,664円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7017円	1口当たり純資産額	0.6737円
(10,000口当たり純資産額	7,017円)	(10,000口当たり純資産額	6,737円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自 平成29年 5月11日 至 平成29年11月10日)	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)																																																
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円																																																
2. 分配金の計算過程 平成29年5月11日から平成29年6月12日まで 計算期末における分配対象金額1,005,072,476円 (10,000口当たり3,201円)のうち、6,278,191円 (10,000口当たり20円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 平成29年11月11日から平成29年12月11日まで 計算期末における分配対象金額976,357,712円 (10,000口当たり3,206円)のうち、6,090,681円 (10,000口当たり20円)を分配金額としております。																																																
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 8,455,316円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 455,963,182円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 540,653,978円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 1,005,072,476円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 3,139,095,971口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 3,201円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 20円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 6,278,191円</td></tr> </tbody> </table> 平成29年6月13日から平成29年7月10日まで 計算期末における分配対象金額997,238,625円 (10,000口当たり3,200円)のうち、6,231,862円 (10,000口当たり20円)を分配金額としております。 <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 5,814,640円</td></tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 8,455,316円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 455,963,182円	分配準備積立金額	D 540,653,978円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,005,072,476円	当ファンドの期末残存口数	F 3,139,095,971口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,201円	10,000口当たりの分配額	H 20円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,278,191円	項目		費用控除後の配当等収益額	A 5,814,640円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 6,133,197円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 447,158,602円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 523,065,913円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 976,357,712円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 3,045,340,803口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 3,206円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 20円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 6,090,681円</td></tr> </tbody> </table> 平成29年12月12日から平成30年1月10日まで 計算期末における分配対象金額961,998,835円 (10,000口当たり3,206円)のうち、6,001,070円 (10,000口当たり20円)を分配金額としております。 <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 6,006,374円</td></tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 6,133,197円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 447,158,602円	分配準備積立金額	D 523,065,913円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 976,357,712円	当ファンドの期末残存口数	F 3,045,340,803口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,206円	10,000口当たりの分配額	H 20円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,090,681円	項目		費用控除後の配当等収益額	A 6,006,374円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A 8,455,316円																																																
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																																
収益調整金額	C 455,963,182円																																																
分配準備積立金額	D 540,653,978円																																																
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,005,072,476円																																																
当ファンドの期末残存口数	F 3,139,095,971口																																																
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,201円																																																
10,000口当たりの分配額	H 20円																																																
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,278,191円																																																
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A 5,814,640円																																																
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A 6,133,197円																																																
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																																
収益調整金額	C 447,158,602円																																																
分配準備積立金額	D 523,065,913円																																																
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 976,357,712円																																																
当ファンドの期末残存口数	F 3,045,340,803口																																																
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,206円																																																
10,000口当たりの分配額	H 20円																																																
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,090,681円																																																
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A 6,006,374円																																																

費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 453,380,962円
分配準備積立金額	D 538,043,023円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 997,238,625円
当ファンドの期末残存口数	F 3,115,931,184口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,200円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,231,862円

平成29年7月11日から平成29年8月10日まで

計算期末における分配対象金額994,866,647円（10,000口当たり3,205円）のうち、6,206,992円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,814,816円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 452,366,349円
分配準備積立金額	D 534,685,482円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 994,866,647円
当ファンドの期末残存口数	F 3,103,496,167口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,205円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,206,992円

平成29年8月11日から平成29年9月11日まで

計算期末における分配対象金額988,311,288円（10,000口当たり3,208円）のうち、6,160,630円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 7,036,109円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 441,371,435円
分配準備積立金額	D 514,621,026円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 961,998,835円
当ファンドの期末残存口数	F 3,000,535,326口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,206円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,001,070円

平成30年1月11日から平成30年2月13日まで

計算期末における分配対象金額961,684,292円（10,000口当たり3,207円）のうち、5,996,535円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 6,409,031円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 441,925,564円
分配準備積立金額	D 513,349,697円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 961,684,292円
当ファンドの期末残存口数	F 2,998,267,937口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,207円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 5,996,535円

平成30年2月14日から平成30年3月12日まで

計算期末における分配対象金額951,883,326円（10,000口当たり3,205円）のうち、5,939,919円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,217,805円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円

収益調整金額	C 449,774,153円
分配準備積立金額	D 531,501,026円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 988,311,288円
当ファンドの期末残存口数	F 3,080,315,149口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,208円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,160,630円

平成29年9月12日から平成29年10月10日まで

計算期末における分配対象金額988,416,277円（10,000口当たり3,206円）のうち、6,165,106円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,552,090円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 450,897,106円
分配準備積立金額	D 531,967,081円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 988,416,277円
当ファンドの期末残存口数	F 3,082,553,040口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,206円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,165,106円

平成29年10月11日から平成29年11月10日まで

計算期末における分配対象金額984,556,138円（10,000口当たり3,205円）のうち、6,142,091円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,971,741円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 450,002,762円

収益調整金額	C 439,330,714円
分配準備積立金額	D 507,334,807円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 951,883,326円
当ファンドの期末残存口数	F 2,969,959,747口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,205円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 5,939,919円

平成30年3月13日から平成30年4月10日まで

計算期末における分配対象金額951,766,538円（10,000口当たり3,203円）のうち、5,941,600円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,555,300円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 440,350,014円
分配準備積立金額	D 505,861,224円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 951,766,538円
当ファンドの期末残存口数	F 2,970,800,442口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,203円
10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 5,941,600円

平成30年4月11日から平成30年5月10日まで

計算期末における分配対象金額951,249,541円（10,000口当たり3,203円）のうち、5,938,873円（10,000口当たり20円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 5,858,556円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 441,041,997円

分配準備積立金額	D 528,581,635円	分配準備積立金額	D 504,348,988円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 984,556,138円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 951,249,541円
当ファンドの期末残存口数	F 3,071,045,692口	当ファンドの期末残存口数	F 2,969,436,879口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,205円	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,203円
10,000口当たりの分配額	H 20円	10,000口当たりの分配額	H 20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,142,091円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 5,938,873円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

前期 (自 平成29年 5月11日 至 平成29年11月10日)	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引及び直物為替先渡取引を利用しております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制	（３）金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
---	--

２．金融商品の時価等に関する事項

前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 株式、新株予約権証券、国債証券、地方債証券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法 株式、国債証券、地方債証券、社債券 同左 派生商品評価勘定 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 平成29年 5月11日 至 平成29年11月10日)	当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
--	--

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左
---	----

（重要な後発事象に関する注記）

当期 (自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
期首元本額 3,151,282,701円	期首元本額 3,071,045,692円
期中追加設定元本額 27,631,471円	期中追加設定元本額 35,075,038円
期中一部解約元本額 107,868,480円	期中一部解約元本額 136,683,851円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 (平成29年11月10日現在)	当期 (平成30年 5月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	101,530	56,232
国債証券	403,506	20,270,982
地方債証券	99,744	200,501
社債券	7,352,703	7,702,478
合計	7,554,935	28,117,729

３．デリバティブ取引等関係

前期（平成29年11月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	7,988,789	-	7,970,248	18,541
	米ドル	7,773,420	-	7,754,717	18,703
	カナダドル	215,369	-	215,531	162
	売建	2,150,442,243	-	2,179,468,289	29,026,046
	米ドル	1,707,707,115	-	1,741,987,218	34,280,103
	カナダドル	45,985,451	-	46,028,637	43,186
	メキシコペソ	59,200,320	-	57,315,717	1,884,603
	ユーロ	203,386,173	-	202,055,396	1,330,777
	英ポンド	57,064,952	-	56,523,359	541,593
	スウェーデンクローナ	24,741,937	-	23,811,107	930,830
	オーストラリアドル	32,148,590	-	31,816,780	331,810
	ニュージーランドドル	20,207,705	-	19,930,075	277,630
合計		2,158,431,032	-	2,187,438,537	29,044,587

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	売建	22,709,499	-	23,027,693	318,194
	ブラジルリアル（米ドル対価）	22,709,499	-	23,027,693	318,194

合計	22,709,499	-	23,027,693	318,194
----	------------	---	------------	---------

当期（平成30年 5月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	23,323,126	-	23,506,403	183,277
	米ドル	23,323,126	-	23,506,403	183,277
	売建	2,022,684,191	-	2,038,471,588	15,787,397
	米ドル	1,596,367,749	-	1,617,134,900	20,767,151
	カナダドル	42,688,676	-	43,422,359	733,683
	メキシコペソ	57,241,538	-	54,331,290	2,910,248
	ユーロ	200,596,300	-	198,628,799	1,967,501
	英ポンド	56,609,832	-	55,607,264	1,002,568
	スウェーデンクローナ	21,440,961	-	21,230,339	210,622
	オーストラリアドル	28,966,353	-	29,242,891	276,538
	ニュージーランドドル	18,772,782	-	18,873,746	100,964
合計		2,046,007,317	-	2,061,977,991	15,604,120

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	売建	20,761,405	-	20,211,857	549,548
	ブラジルレアル（米ドル対価）	20,761,405	-	20,211,857	549,548
合計		20,761,405	-	20,211,857	549,548

(注1)時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2 直物為替先渡取引

1) 価格情報会社が計算し、提供する価額等により評価しております。

(注2) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（平成30年 5月10日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BERRY PETROLEUM COMMON SHARES	1,606	9.78	15,716.31	
	BERRY PETROLEUM PREF	1,410	11.46	16,171.29	
	CHC GROUP LLC COMMON SHARES	1,090	7.25	7,902.50	
	IPAYMENT HOLDINGS INC	2,051	0.70	1,435.70	
	IPAYMENT HOLDINGS INC COMMON SHARES	31,601	0.70	22,120.70	
	IPAYMENT HOLDINGS INC PREF	202	100.00	20,200.00	
	小計 銘柄数：6 組入時価比率：0.5%			83,546.50 (9,186,773) 63.5%	
カナダドル	TERVITA CORPORATION CLASS A VOTING PREF	6,470	9.55	61,788.50	
	小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.3%			61,788.50 (5,288,477) 36.5%	
合 計				14,475,250 (14,475,250)	

(注１)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注２)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注３)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券（平成30年 5月10日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	HUNGARY GOVERNMENT	38,000.00	40,327.50	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	90,000.00	84,375.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	98,142.66	99,124.08	
		REPUBLIC OF BRAZIL	100,000.00	112,000.00	
		REPUBLIC OF COSTA RICA	14,000.00	13,972.04	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR	80,000.00	82,400.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	147,000.00	167,947.50	
		REPUBLIC OF LEBANESE	11,000.00	10,931.25	
		REPUBLIC OF PANAMA	116,000.00	156,484.00	
		REPUBLIC OF PERU	304,000.00	442,016.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	117,000.00	143,471.25	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	200,000.00	183,750.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	119,000.00	123,462.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	235,000.00	209,443.75	
		REPUBLIC OF TURKEY	79,000.00	82,653.75	
		REPUBLIC OF TURKEY	34,000.00	33,277.50	
		REPUBLIC OF URUGUAY	41,188.00	53,286.97	
		REPUBLIC OF URUGUAY	75,000.00	96,281.25	
		REPUBLIC OF VENEZ 9	12,000.00	3,270.00	
		UNITED MEXICAN STATES	514,000.00	515,927.50	
		US TREASURY	250,000.00	250,078.12	
		US TREASURY	787,000.00	801,879.17	
		US TREASURY	335,000.00	380,067.95	

小計	US TREASURY	384,600.00	377,268.56	
	US TREASURY	480,000.00	560,850.00	
	US TREASURY	178,000.00	209,205.62	
	US TREASURY	139,600.00	132,969.00	
	US TREASURY	466,900.00	555,975.74	
	US TREASURY	351,000.00	424,819.68	
	US TREASURY	106,400.00	100,282.00	
	US TREASURY	36,800.00	44,211.74	
	US TREASURY	60,000.00	59,784.37	
	銘柄数：32	5,999,630.66	6,551,793.79 (720,435,245)	
	組入時価比率：36.0%		37.3%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	370,000.00	374,607.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	55,000.00	58,576.04	
小計	銘柄数：2	425,000.00	433,183.28 (37,076,156)	
	組入時価比率：1.9%		1.9%	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS	3,644,000.00	4,093,123.00	
	MEXICAN BONOS	5,850,000.00	5,181,463.17	
小計	銘柄数：2	9,494,000.00	9,274,586.17 (52,123,174)	
	組入時価比率：2.6%		2.7%	
ブラジルリアル	REPUBLIC OF BRAZIL	401,000.00	416,038.04	
	REPUBLIC OF BRAZIL	44,000.00	44,388.69	
	REPUBLIC OF BRAZIL 6	26,000.00	87,669.24	
	REPUBLIC OF BRAZIL 6	23,000.00	78,793.19	
	銘柄数：4	494,000.00	626,889.16 (19,182,808)	
ユーロ	組入時価比率：1.0%		1.0%	
	BELGIUM KINGDOM	64,700.00	95,542.61	
	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	109,000.00	109,782.83	
	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	30,000.00	48,933.15	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	56,000.00	62,083.89	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	290,000.00	352,976.11	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	85,000.00	116,205.45	
	FRENCH TREASURY	49,000.00	67,069.43	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	211,000.00	213,702.27	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	264,000.00	287,660.20	
	SPANISH GOVERNMENT	31,000.00	34,897.75	
小計	SPANISH GOVERNMENT	75,000.00	101,241.67	
	銘柄数：11	1,264,700.00	1,490,095.36 (194,055,118)	
英ポンド	組入時価比率：9.7%		10.1%	
	UK TREASURY	52,000.00	54,588.82	
小計	UK TREASURY	170,000.00	244,311.25	
	UK TREASURY	53,000.00	67,473.02	
小計	銘柄数：3	275,000.00	366,373.09 (54,552,953)	
	組入時価比率：2.7%		2.8%	

	スウェーデンクローナ 小計	SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,711,030.50	
		銘柄数：1	1,500,000.00	1,711,030.50	
		組入時価比率：1.1%		(21,593,204)	1.1%
	オーストラリアドル 小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	65,000.00	66,818.37	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	209,000.00	237,515.33	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	50,000.00	54,562.75	
		銘柄数：3	324,000.00	358,896.45	
		組入時価比率：1.5%		(29,443,864)	1.5%
	ニュージーランドドル 小計	NEW ZEALAND GOVERNMENT	161,000.00	184,463.17	
		NEW ZEALAND I/L	67,000.00	74,009.20	
		銘柄数：2	228,000.00	258,472.37	
		組入時価比率：1.0%		(19,713,687)	1.0%
	国債証券計			1,148,176,209	
				(1,148,176,209)	
地方債証券	米ドル 小計	CALIFORNIA ST	55,000.00	59,778.95	
		CALIFORNIA ST	30,000.00	44,869.50	
	小計	銘柄数：2	85,000.00	104,648.45	
		組入時価比率：0.6%		(11,507,143)	0.6%
	地方債証券計			11,507,143	
				(11,507,143)	
社債券	米ドル	ABC SUPPLY CO INC	10,000.00	10,166.42	
		ACADIA HEALTHCARE CO INC	9,000.00	9,356.26	
		ACE CAPITAL TRUST II	15,000.00	21,517.81	
		ADT CORP	33,000.00	30,717.25	
		AK STEEL CORP	10,000.00	10,211.18	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	25,000.00	23,407.95	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	3,000.00	2,610.64	
		ALERIS INTL INC	12,000.00	11,780.94	
		ALLY FINANCIAL INC	20,000.00	24,239.00	
		AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	17,000.00	16,721.59	
		AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	27,000.00	26,526.98	
		AMC NETWORKS INC	30,000.00	28,980.93	
		AMERICAN INTL GROUP	17,000.00	16,989.74	
		AMKOR TECHNOLOGIES INC	14,500.00	14,508.68	
		ANTERO RESOURCES CORP	24,000.00	24,281.56	
		APX GROUP INC	4,000.00	3,919.80	
		APX GROUP INC	9,000.00	8,738.86	
		APX GROUP INC	15,000.00	14,744.56	
		ARAMARK SERVICES INC	6,000.00	6,089.03	
		ARCELORMITTAL	43,000.00	50,003.79	
		AT&T INC	62,000.00	62,624.71	
		AVIS BUDGET CAR RENTAL	22,000.00	22,110.00	
		BANK OF AMERICA CORP	16,000.00	16,876.44	
		BANK OF AMERICA CORP	1,000.00	1,059.20	
		BARRICK NA FINANCE LLC	5,000.00	5,162.57	

BBA US HOLDINGS INC	13,000.00	13,034.46	
BCD ACQUISITION INC	37,000.00	40,084.28	
BEAZER HOMES USA	11,000.00	10,098.45	
BERRY PETROLEUM(ESCROW)	41,000.00	0.00	
BERRY PLASTICS CORP	18,000.00	18,001.67	
BI-LO LLC 8.625	9,862.00	5,780.93	
BMC SOFTWARE FINANCE INC	32,000.00	32,118.24	
BOMBARDIER INC	32,000.00	34,136.96	
BOMBARDIER INC	6,000.00	6,687.47	
BOMBARDIER INC	2,000.00	2,012.97	
BOMBARDIER INC	7,000.00	7,052.17	
BOMBARDIER INC	7,000.00	7,279.63	
BRISTOW GROUP INC	18,000.00	18,497.07	
CALPINE CORP	20,000.00	18,209.64	
CANADIAN NATL RAILWAY	76,000.00	77,645.70	
CARRIZO OIL & GAS INC	24,000.00	24,600.50	
CAS 2014-C04 2M2	37,043.82	41,550.63	
CAS 2015-C01 1M2	47,343.18	52,189.42	
CAS 2015-C02 1M2	66,063.59	72,488.72	
CAS 2015-C03 1M2	67,656.28	76,908.77	
CAS 2015-C03 2M2	23,674.90	26,346.10	
CAS 2015-C04 1M2	75,480.37	87,667.33	
CAS 2015-C02 2M2	46,420.35	50,021.61	
CAS 2016-C01 1M2	29,702.00	36,121.10	
CAS 2016-C01 2M2	18,431.00	22,075.67	
CAS 2016-C02 1M2	60,700.00	72,406.54	
CAS 2016-C03 2M2	50,000.00	58,659.71	
CAS 2016-C05 2M2	32,560.00	36,495.10	
CAS 2016-C07 2M2	12,149.00	13,556.86	
CATALENT PHARMA SOLUTION	8,000.00	7,742.67	
CENTURYLINK INC	27,000.00	27,651.07	
CF INDUSTRIES INC	10,000.00	8,296.97	
CHARLES RIVER LABORATORI	6,000.00	6,081.25	
CHARTER COMM OPT LLC/CAP	20,000.00	20,243.26	
CHARTER COMM OPT LLC/CAP	3,000.00	2,801.08	
CHC GRP LLC/CHC FIN LTD	35,679.00	35,679.00	
CHENIERE ENERGY INC	19,463.00	20,328.09	
CHENIERE ENERGY PARTNERS	19,000.00	18,495.98	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	31,000.00	28,809.26	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	47,000.00	24,974.71	
CIT GROUP INC	12,000.00	12,382.36	
CLEAN HARBORS INC	45,000.00	45,314.50	
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	16,000.00	16,338.44	
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	29,000.00	29,678.25	
CLEAVER-BROOKS INC	10,000.00	10,350.67	
COMMONWEALTH BANK AUSTRA	47,000.00	47,059.92	
CON-WAY INC	13,000.00	13,419.27	
CONDUENT FIN / XEROX BUS	30,000.00	35,330.72	

COOPER STANDARD AUTOMOTI	21,000.00	20,743.04	
COVEY PARK ENERGY LLC/FI	19,000.00	18,917.46	
COX COMMUNICATIONS INC	29,000.00	26,966.57	
CREDITCORP	39,000.00	38,343.39	
CVS HEALTH CORP	30,000.00	29,609.01	
DAKOTA MERGER SUB INC	23,000.00	24,861.89	
DELL INC	6,000.00	5,880.06	
DENBURY RESOURCES INC	4,000.00	4,243.89	
DIAMOND OFFSHORE	9,000.00	9,303.21	
DISH DBS CORP	28,000.00	23,614.36	
DPL INC	19,000.00	19,717.36	
DYNEGY INC	20,000.00	21,050.00	
DYNEGY INC	15,000.00	16,146.69	
ECOPETROL SA	20,000.00	18,760.00	
ELDORADO GOLD CORP	5,000.00	4,695.15	
EMBARQ CORP	3,000.00	2,851.38	
ENDO FINANCE LLC	12,000.00	10,020.00	
ENERGIZER SPINCO INC	6,000.00	5,922.93	
ENERGY TRANSFER EQUITY	20,000.00	19,254.96	
ENOVA INTERNATIONAL INC	16,000.00	16,815.58	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER	65,000.00	67,432.82	
EP ENER/EVEREST ACQ FIN	9,000.00	9,342.98	
FIRST QUALITY FINANCE CO	40,000.00	39,424.52	
FIRSTCASH INC	5,000.00	5,073.32	
FORD MOTOR CO	60,000.00	70,396.68	
FRESENIUS MED CARE II	35,000.00	35,403.83	
FRESENIUS MED CARE II	50,000.00	51,377.55	
FRONTIER COMMUNICATIONS	40,000.00	28,630.04	
FRONTIER COMMUNICATIONS	20,000.00	12,592.66	
GARTNER INC	9,000.00	8,984.37	
GENERAL ELECTRIC CO	118,000.00	116,729.14	
GENESIS ENERGY LP/FIN	16,000.00	15,215.22	
GEO GROUP INC	12,000.00	12,297.34	
GEO GROUP INC	5,000.00	4,922.11	
GEO GROUP INC	4,000.00	3,989.89	
GEO GROUP INC	2,000.00	1,968.43	
GFL ENVIRONMENTAL INC	34,000.00	35,787.55	
GLP CAPITAL LP / FIN II	9,000.00	9,064.43	
GOEASY LTD	8,000.00	8,499.78	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	25,000.00	25,536.77	
GRINDING MED/MC GRINDING	18,000.00	19,023.60	
GULFPORT ENERGY CORP	14,000.00	13,333.26	
GULFPORT ENERGY CORP	16,000.00	15,220.16	
H&E EQUIPMENT SERVICES	9,000.00	8,995.24	
HADRIAN MERGER SUB	14,000.00	13,997.55	
HANESBRANDS INC	15,000.00	14,580.39	
HANESBRANDS INC	20,000.00	19,402.52	
HCA INC	18,000.00	18,089.64	

HCA INC	10,000.00	9,565.52
HERTZ CORP	57,000.00	46,757.89
HESS INF PART / FIN CORP	23,000.00	23,239.20
HILL ROM HOLDINGS INC	5,000.00	5,163.11
HILTON DOMESTIC OPERATIN	10,000.00	9,943.95
IHS MARKIT LTD	17,000.00	17,504.49
INDIGO NATURAL RES LLC	20,000.00	19,200.48
INFOR US INC	24,000.00	24,342.21
INRETAIL PHARMA SA	26,000.00	26,292.50
INTELSAT JACKSON HLDG	10,000.00	9,650.00
INTL LEASE FINANCE CORP	40,000.00	40,986.16
IRB HOLDING CORP	38,000.00	36,479.33
JC PENNEY CORP INC	10,000.00	9,529.88
JELD-WEN INC	3,000.00	2,837.97
JELD-WEN INC	4,000.00	3,748.90
JPMORGAN CHASE & CO	19,000.00	20,506.94
KAR AUCTION SERVICES INC	9,000.00	8,737.45
KB HOME	65,000.00	69,479.21
KINDER MORGAN ENER PART	18,000.00	18,012.54
KINETIC CONCEPT/KCI USA	11,000.00	11,389.36
KLX INC	13,000.00	13,556.75
L BRANDS INC	20,000.00	18,920.32
L BRANDS INC	28,000.00	26,356.14
LAMB WESTON HLD	12,000.00	11,756.56
LAMB WESTON HLD	12,000.00	11,823.20
LENNAR CORP	30,000.00	30,018.45
LENNAR CORP	64,000.00	64,794.36
LEVI STRAUSS & CO	21,000.00	21,129.63
LIBERTY MUTUAL GROUP	30,000.00	36,017.16
LIFEPOINT HEALTH INC	29,000.00	28,992.43
LUNDIN MINING	18,000.00	18,943.93
MALLINCKRODT FIN/SB	24,000.00	19,190.61
MALLINCKRODT FIN/SB	5,000.00	3,800.55
MALLINCKRODT INTL FIN	7,000.00	5,249.77
MASCO CORP	27,000.00	29,031.99
MCGRAW-HILL GLOBAL ED	16,000.00	14,762.14
MEDNAX INC	8,000.00	7,952.54
MEREDITH CORP	7,000.00	7,025.04
MGM RESORTS INTERNATIONAL	51,000.00	54,190.66
MICRON TECHNOLOGY INC	5,000.00	5,200.00
MINERVA LUXEMBOURG SA	295,000.00	269,556.25
MOTOROLA INC	40,000.00	46,915.00
MPLX LP	10,000.00	10,243.19
MPLX LP	14,000.00	13,530.39
MULTI-COLOR CORP	16,000.00	14,910.51
MURPHY OIL USA INC	3,000.00	2,999.15
NABORS INDUSTRIES INC	6,000.00	6,060.86
NABORS INDUSTRIES INC	13,000.00	12,769.06

NABORS INDUSTRIES INC	10,000.00	9,562.37	
NATIONAL CINEMEDIA LLC	11,000.00	10,080.64	
NATIONWIDE MUTUAL INSURA	62,000.00	97,173.84	
NAVIENT CORP	35,000.00	35,166.60	
NAVIENT CORP	30,000.00	31,130.07	
NETFLIX INC	29,000.00	27,036.38	
NETFLIX INC	21,000.00	19,743.57	
NEW AMETHYST CORP	31,000.00	32,214.05	
NGL ENRGY PART LP/FIN CO	35,000.00	34,981.80	
NIELSEN FINANCE LLC/CO	15,000.00	15,012.84	
NOBLE HOLDING INTL LTD	30,000.00	28,446.72	
NOVA CHEMICALS CORP	4,000.00	4,007.04	
NOVA CHEMICALS CORP	23,000.00	22,043.38	
NOVELIS CORP	29,000.00	28,774.11	
NRG ENERGY INC	12,000.00	11,899.12	
NUFARM AUSTRALIA/AMERICA	8,000.00	7,925.63	
OASIS PETROLEUM	14,000.00	14,296.94	
OASIS PETROLEUM	3,000.00	3,082.80	
ONCOR ELECTRIC DELIVERY	30,000.00	30,361.53	
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	17,000.00	17,148.75	
OWENS CORNING	24,000.00	29,172.74	
OXFORD FIN LLC/CO-ISS II	4,000.00	4,077.01	
PARKLAND FUEL CORP	19,000.00	19,123.08	
PDC ENERGY INC	10,000.00	10,253.92	
PDC ENERGY INC	21,000.00	21,184.33	
PEABODY ENERGY CORP	9,000.00	9,393.90	
PEABODY SEC FIN CORP	12,000.00	12,352.59	
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	4,000.00	4,183.45	
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	96,000.00	98,160.00	
PETROLEOS DE VENEZ 5.375	18,600.00	4,480.74	
PETROLEOS DE VENEZ 6	99,000.00	22,918.50	
PINNACLE ENTERTAINMENT 1	32,000.00	33,480.00	
PINNACLE FOODS INC	8,000.00	8,202.77	
POST HOLDINGS INC	41,000.00	38,241.80	
POST HOLDINGS INC	15,000.00	14,140.71	
PPL ENERGY SUPPLY LLC	17,000.00	14,288.92	
PQ CORP	6,000.00	5,919.24	
PRECISION DRILLING CORP	15,000.00	15,212.80	
PRIME SECSRV BRW/FINANC	33,000.00	35,289.80	
PULTE GROUP INC	45,000.00	43,316.77	
PULTE GROUP INC	3,000.00	3,504.70	
PULTE GROUP INC	4,000.00	4,143.42	
QEP RESOURCES INC	11,000.00	11,879.25	
QEP RESOURCES INC	19,000.00	18,780.93	
QEP RESOURCES INC	4,000.00	3,879.92	
RANGE RESOURCES CORP	6,000.00	5,861.51	
RANGE RESOURCES CORP	14,000.00	13,435.28	
REGENCY ENERGY PARTNERS	17,000.00	17,588.57	

REGIONS FINANCIAL	45,000.00	58,113.85	
RITCHIE BROS AUCTIONEERS	8,000.00	7,954.12	
ROWAN COMPANIES INC	10,000.00	7,034.89	
SABRE GLBL INC	10,000.00	10,135.46	
SABRE GLBL INC	19,000.00	19,258.83	
SANCHEZ ENERGY CORP	17,000.00	17,039.63	
SANTANDER HOLDINGS USA	29,000.00	28,268.73	
SEAGATE HDD CAYMAN	39,000.00	37,660.03	
SEALED AIR CORP	48,000.00	53,431.72	
SEMGROUP CORP	10,000.00	9,520.02	
SEMGROUP CORP	9,000.00	8,931.95	
SHEA HOMES LP/FNDG CP	7,000.00	7,046.85	
SHEA HOMES LP/FNDG CP	11,000.00	11,100.15	
SILVERSEA CRUISE FINANCE	25,000.00	26,292.12	
SM ENERGY CO	5,000.00	5,067.46	
SM ENERGY CO	24,000.00	23,194.84	
SM ENERGY CO	4,000.00	4,103.34	
SOUTHERN PERU	100,000.00	124,500.00	
SOUTHERN STAR CENTRAL CO	25,000.00	25,336.35	
SPECTRUM BRANDS INC	9,000.00	9,095.09	
SPECTRUM BRANDS INC	19,000.00	18,858.39	
SPRINT NEXTEL CORP	70,000.00	70,342.37	
SRC ENERGY INC	16,000.00	16,189.72	
STACR 2015-HQA1 M3	250,000.00	289,795.60	
STACR 2016-HQA1 M3	250,000.00	309,088.22	
STEEL DYNAMICS INC	20,000.00	18,922.26	
STEEL DYNAMICS INC	11,000.00	10,889.91	
SUGAR HSP GMNG PROP/FIN	15,000.00	14,294.85	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	24,000.00	23,046.97	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	12,000.00	11,561.53	
SUNTRUST BANKS INC	18,000.00	17,246.46	
SYMANTEC CORP	13,000.00	13,039.44	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	10,000.00	7,294.93	
TARGA RESOURCES PARTNERS	20,000.00	21,040.98	
TAYLOR MORRISON COMM/MON	24,000.00	24,495.07	
TAYLOR MORRISON COMM/MON	5,000.00	4,956.17	
TECK RESOURCES LIMITED	5,000.00	5,560.71	
TEGNA	24,000.00	24,764.59	
TENET HEALTHCARE CORP	30,000.00	31,072.71	
TENET HEALTHCARE CORP	9,000.00	9,505.77	
TERRAFORM GLOBAL OPERATI	6,000.00	6,052.95	
TMX FINANCE LLC/TITLEMAX	30,000.00	28,723.20	
TOWNSQUARE MEDIA INC	12,000.00	11,070.00	
TRANSOCEAN INC	15,000.00	14,850.00	
TRANSOCEAN INC	30,000.00	32,645.43	
TRANSOCEAN PHOENIX 2 LTD	19,550.00	20,967.62	
TRAVELPORT CORP FIN	11,000.00	11,179.94	
UNIVISION COMMUNICATIONS	20,000.00	18,254.54	

		US WEST COMMUNICATIONS	76,000.00	71,918.95	
		VALE OVERSEAS LIMITED	38,000.00	43,107.20	
		VALEANT PHARMACEUTICALS	15,000.00	15,623.71	
		VALEANT PHARMACEUTICALS	46,000.00	42,586.47	
		VALVOLINE INC	6,000.00	6,120.42	
		VALVOLINE INC	15,000.00	14,391.78	
		VOC ESCROW LTD	16,000.00	15,461.40	
		WHITING PETROLEUM CORP	28,000.00	28,980.17	
		WILLIAMS COS INC	25,000.00	24,181.02	
		WINDSTREAM SERVICES LLC	23,000.00	15,791.93	
		WINDSTREAM SERVICES LLC	11,000.00	6,664.93	
		WPX ENERGY INC	5,000.00	5,000.00	
		WYNDHAM HOTELS & RESORTS	10,000.00	10,078.07	
		WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	19,000.00	18,840.19	
		XEROX CORPORATION	12,000.00	11,621.92	
		XPO LOGISTICS INC	13,000.00	13,394.52	
		YPF SA	10,000.00	9,175.25	
	小計	銘柄数：282	6,941,878.49	7,012,432.03 (771,087,025)	
		組入時価比率：38.5%		39.9%	
	社債券計			771,087,025 (771,087,025)	
	合計			1,930,770,377 (1,930,770,377)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オ - プン A（為替ヘッジなし）

2018年5月31日現在

資産総額	17,373,383,702 円
負債総額	17,051,598 円
純資産総額（ - ）	17,356,332,104 円
発行済口数	32,931,350,729 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5270 円

（参考）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド

2018年5月31日現在

資産総額	17,654,799,981 円
負債総額	125,139,404 円
純資産総額（ - ）	17,529,660,577 円
発行済口数	14,511,565,347 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2080 円

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オ - プン B（為替ヘッジあり）

2018年5月31日現在

資産総額	1,999,656,996 円
負債総額	8,615,726 円
純資産総額（ - ）	1,991,041,270 円
発行済口数	2,955,234,695 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6737 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座

を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（2018年5月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託することがあります。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2018年5月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	70本	2,242,054百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	7本	53,571百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	77本	2,295,626百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けており、第22期事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

第22期事業年度より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	注記 番号	第21期 (2017年3月31日現在)	第22期 (2018年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)		千円	千円
流 動 資 産			
預金		5,236,349	5,176,015
前払費用		74,538	67,900
未収入金	*1	772,757	44,781
未収委託者報酬		656,678	735,705
未収運用受託報酬		492,636	409,588
繰延税金資産		145,037	151,461
差入保証金		-	176,727
その他		2,090	1,148
流 動 資 産 合 計		7,380,085	6,763,325
固 定 資 産			
有形固定資産			
建設仮勘定		-	10,967
建物	*2	188,730	52,576
器具備品	*2	60,327	72,200
有形固定資産合計		249,057	135,743
無形固定資産			
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,204	2,204
投資その他の資産			
長期差入保証金		309,435	135,329
長期前払費用		3,900	34,281
繰延税金資産		425,451	354,549
投資その他の資産合計		738,786	524,159
固 定 資 産 合 計		990,047	662,106
資 産 合 計		8,370,132	7,425,431
(負債の部)			
流 動 負 債			
預り金		761,318	27,525
未払金			
未払手数料		177,257	203,793
未払委託計算費		7,577	7,591
その他未払金		176,879	140,753
未払費用		108,689	112,137
未払法人税等		159,423	19,721
賞与引当金		151,570	150,751
流 動 負 債 合 計		1,542,713	662,271
固 定 負 債			
退職給付引当金		366,544	369,114
固 定 負 債 合 計		366,544	369,114
負 債 合 計		1,909,257	1,031,385
(純資産の部)			
株 主 資 本			
資本金		130,000	130,000
利益剰余金			
利益準備金		32,500	32,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		6,298,375	6,231,546
利益剰余金合計		6,330,875	6,264,046
株主資本合計		6,460,875	6,394,046

評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		-	-
評価・換算差額等合計		-	-
純資産合計		6,460,875	6,394,046
負債・純資産合計		8,370,132	7,425,431

(2)【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第21期 (自2016年4月 1日 至2017年3月31日)	第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)
			金 額	金 額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			4,734,882	5,027,687
運用受託報酬			1,471,339	1,396,116
投資助言報酬			101,252	-
販売代行報酬			31,850	37,481
その他営業収益			1,080,557	417,495
営業収益計		*1	7,419,880	6,878,779
営業経費				
支払手数料			1,796,615	1,875,708
広告宣伝費			32,488	24,397
調査費				
調査費			91,226	79,113
図書費			1,504	1,481
委託計算費			386,095	385,676
営業雑経費				
通信費			36,273	35,721
印刷費			22,563	24,073
協会費			15,061	15,538
諸会費			2,318	2,412
営業経費計			2,384,143	2,444,119
一般管理費				
給料				
役員報酬			159,695	103,602
給料・手当			1,337,175	1,169,926
賞与			394,758	342,349
交際費			10,535	11,784
旅費交通費			71,775	86,689
租税公課			61,349	42,949
不動産賃借料			536,829	465,881
退職給付費用			102,517	78,920
退職金			15,567	-
固定資産減価償却費			145,913	162,695
賞与引当金繰入			151,570	150,751
関係会社付替費用			532,504	447,769
諸経費			462,675	506,590
一般管理費計			3,982,862	3,569,905
営業利益			1,052,875	864,755
営業外収益				
受取配当金			2,745	1,666
原稿料			-	1,503
その他営業外収益			3,841	1,011
営業外収益計			6,586	4,180
営業外費用				
為替差損			380	813
営業外費用計			380	813
経常利益			1,059,081	868,122
特別利益				
投資有価証券売却益			487	-
特別利益計			487	-
特別損失				
固定資産除却損		*2	-	36,574

投資有価証券売却損	771	-
特別損失計	771	36,574
税引前当期純利益	1,058,797	831,548
法人税、住民税及び事業税	348,589	167,155
法人税等調整額	43,462	64,478
法人税等計	392,051	231,633
当期純利益	666,746	599,915

(3)【株主資本等変動計算書】

第21期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金					
			繰越利益剰余金					
当期首残高	130,000	-	9,248,141	9,248,141	9,378,141	1,421	1,421	9,376,720
当期 変動額								
剰余金の 配当	-	32,500	3,616,512	3,584,012	3,584,012	-	-	3,584,012
当期 純利益	-	-	666,746	666,746	666,746	-	-	666,746
株主資本 以外の項 目の当期 変動額 （純額）	-	-	-	-	-	1,421	1,421	1,421
当期 変動額計	-	32,500	2,949,766	2,917,266	2,917,266	1,421	1,421	2,915,845
当期末 残高	130,000	32,500	6,298,375	6,330,875	6,460,875	-	-	6,460,875

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	130,000	32,500	6,298,375	6,330,875	6,460,875	6,460,875
当期 変動額						
剰余金の配当	-	-	666,744	666,744	666,744	666,744
当期 純利益	-	-	599,915	599,915	599,915	599,915
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期 変動額計	-	-	66,829	66,829	66,829	66,829
当期末 残高	130,000	32,500	6,231,546	6,264,046	6,394,046	6,394,046

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 4 ～ 10年

器具備品 2 ～ 10年

(2)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

(2)退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

会計上の見積りの変更

（耐用年数の変更）

当事業年度において、事務所等の移転計画に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表関係）

第21期 (2017年3月31日 現在)	第22期 (2018年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未払金 66,493千円	未収入金 12,162千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 744,721千円	建物 660,696千円
器具備品 348,387千円	器具備品 353,720千円

（損益計算書関係）

第21期 (自2016年4月 1日 至2017年3月31日)	第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他営業収益 1,072,817千円	その他営業収益 411,992千円
-	*2 固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。
	建物 36,574 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2017年3月24日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 3,584,012千円

1株当たりの配当額 1,378,466円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2017年3月30日

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
-------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------

普通株式	2,600	-	-	2,600
------	-------	---	---	-------

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2017年8月21日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 666,744千円

1株当たりの配当額 256,440円

基準日 2017年3月31日

効力発生日 2017年8月30日

（リース取引関係）

第21期 (自2016年4月 1日 至2017年3月31日)		第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	507,805千円	1 年内	275,016千円
1 年超	338,537千円	1 年超	1,061,140千円
合計	846,342千円	合計	1,336,156千円

（資産除去債務関係）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（金融商品関係）

第21期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として租税条約に基づく当局からの源泉税の還付であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第21期（2017年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	5,236,349	5,236,349	-
未収入金	772,757	772,757	-
未収委託者報酬	656,678	656,678	-
未収運用受託報酬	492,636	492,636	-
資産計	7,158,420	7,158,420	-
未払手数料	177,257	177,257	-
未払法人税等	159,423	159,423	-
負債計	336,680	336,680	-

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

（１）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	5,236,349	-	-	-	-	-
未収入金	772,757	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	656,678	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	492,636	-	-	-	-	-
合計	7,158,420	-	-	-	-	-

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料はこれらの業務にかかる債権債務であります。

（２）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第22期（2018年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	5,176,015	5,176,015	-
未収入金	44,781	44,781	-
未収委託者報酬	735,705	735,705	-
未収運用受託報酬	409,588	409,588	-
資産計	6,366,089	6,366,089	-
未払手数料	203,793	203,793	-
未払法人税等	19,721	19,721	-
負債計	223,514	223,514	-

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	5,176,015	-	-	-	-	-
未収入金	44,781	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	735,705	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	409,588	-	-	-	-	-
合計	6,366,089	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第21期（2017年3月31日現在）

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	29,310	487	771
合計	29,310	487	771

第22期（2018年3月31日現在）

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第21期 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	第22期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)																																																
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>373,966 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>75,996 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>83,418 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>366,544 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td></td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>366,544 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>366,544 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>366,544 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>366,544 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>75,996 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,521千円でありました。	期首における退職給付引当金	373,966 千円	退職給付費用	75,996 千円	退職給付の支払額	83,418 千円	期末における退職給付引当金	366,544 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-		-	非積立型制度の退職給付債務	366,544 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	366,544 千円	退職給付引当金	366,544 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	366,544 千円	簡便法で計算した退職給付費用	75,996 千円	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>366,544 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>54,397 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>51,827 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>369,114 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td></td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>369,114 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>369,114 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>369,114 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>369,114 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>54,397 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,523千円でありました。	期首における退職給付引当金	366,544 千円	退職給付費用	54,397 千円	退職給付の支払額	51,827 千円	期末における退職給付引当金	369,114 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-		-	非積立型制度の退職給付債務	369,114 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	369,114 千円	退職給付引当金	369,114 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	369,114 千円	簡便法で計算した退職給付費用	54,397 千円
期首における退職給付引当金	373,966 千円																																																
退職給付費用	75,996 千円																																																
退職給付の支払額	83,418 千円																																																
期末における退職給付引当金	366,544 千円																																																
積立型制度の退職給付債務	-																																																
年金資産	-																																																
	-																																																
非積立型制度の退職給付債務	366,544 千円																																																
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	366,544 千円																																																
退職給付引当金	366,544 千円																																																
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	366,544 千円																																																
簡便法で計算した退職給付費用	75,996 千円																																																
期首における退職給付引当金	366,544 千円																																																
退職給付費用	54,397 千円																																																
退職給付の支払額	51,827 千円																																																
期末における退職給付引当金	369,114 千円																																																
積立型制度の退職給付債務	-																																																
年金資産	-																																																
	-																																																
非積立型制度の退職給付債務	369,114 千円																																																
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	369,114 千円																																																
退職給付引当金	369,114 千円																																																
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	369,114 千円																																																
簡便法で計算した退職給付費用	54,397 千円																																																

（税効果会計関係）

第21期 (2017年3月31日現在)	第22期 (2018年3月31日現在)																																																												
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>8,056</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>38,380</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>59,457</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>37,188</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,896</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>60</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td></td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>222,435</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>112,387</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>1,418</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>89,270</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>69,355</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>639,902</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	流動資産		未払事業税否認	8,056	未払費用否認	38,380	親会社持分報酬制度負担額	59,457	賞与引当金損金算入限度超過額	37,188	貯蔵品	1,896	その他	60	固定資産		減価償却超過額	222,435	退職給付引当金損金算入限度超過額	112,387	未払費用否認	1,418	親会社持分報酬制度負担額	89,270	原状回復費用否認	69,355	繰延税金資産小計	639,902	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>3,284</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>27,136</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>79,708</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>39,712</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,498</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>123</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td></td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>142,951</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>111,056</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>262</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>43,992</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>63,943</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>513,665</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	流動資産		未払事業税否認	3,284	未払費用否認	27,136	親会社持分報酬制度負担額	79,708	賞与引当金損金算入限度超過額	39,712	貯蔵品	1,498	その他	123	固定資産		減価償却超過額	142,951	退職給付引当金損金算入限度超過額	111,056	未払費用否認	262	親会社持分報酬制度負担額	43,992	原状回復費用否認	63,943	繰延税金資産小計	513,665
繰延税金資産	千円																																																												
流動資産																																																													
未払事業税否認	8,056																																																												
未払費用否認	38,380																																																												
親会社持分報酬制度負担額	59,457																																																												
賞与引当金損金算入限度超過額	37,188																																																												
貯蔵品	1,896																																																												
その他	60																																																												
固定資産																																																													
減価償却超過額	222,435																																																												
退職給付引当金損金算入限度超過額	112,387																																																												
未払費用否認	1,418																																																												
親会社持分報酬制度負担額	89,270																																																												
原状回復費用否認	69,355																																																												
繰延税金資産小計	639,902																																																												
繰延税金資産	千円																																																												
流動資産																																																													
未払事業税否認	3,284																																																												
未払費用否認	27,136																																																												
親会社持分報酬制度負担額	79,708																																																												
賞与引当金損金算入限度超過額	39,712																																																												
貯蔵品	1,498																																																												
その他	123																																																												
固定資産																																																													
減価償却超過額	142,951																																																												
退職給付引当金損金算入限度超過額	111,056																																																												
未払費用否認	262																																																												
親会社持分報酬制度負担額	43,992																																																												
原状回復費用否認	63,943																																																												
繰延税金資産小計	513,665																																																												

評価性引当額	69,414	評価性引当額	7,655
繰延税金資産計	570,488	繰延税金資産計	506,010
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.9 %	法定実効税率	30.9 %
（調整）		（調整）	
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	4.6	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	5.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7	評価性引当額取崩し	7.4
その他	0.1	その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9 %

（関連当事者情報）

第21期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,195,910 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	1,072,817	未払金	66,493
							諸経費の 支払	532,503		

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,210,062 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	411,992	未収入金	12,162
							諸経費の 支払	447,769		

（注）１．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
 アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第21期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報 （単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	投資助言 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	4,734,882	1,471,339	101,252	31,850	1,080,557	7,419,880

2. 地域ごとの情報

(1)売上高 （単位：千円）

日本	米国	合計
6,347,063	1,072,817	7,419,880

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報 （単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,072,817	投資顧問業

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報 （単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	5,027,687	1,396,116	37,481	417,495	6,878,779

2. 地域ごとの情報

(1)売上高 （単位：千円）

日本	米国	合計
6,466,787	411,992	6,878,779

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報 （単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
-------	-----	------------

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	411,992	投資顧問業
----------------------	---------	-------

（1株当たり情報）

項 目	第21期 (自2016年4月 1日 至2017年3月31日)	第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)
1株当たり純資産額	2,484,951 円 96 銭	2,459,248 円 67 銭
1株当たり当期純利益	256,440 円 60 銭	230,736 円 71 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第21期 (自2016年4月 1日 至2017年3月31日)	第22期 (自2017年4月 1日 至2018年3月31日)
当期純利益（千円）	666,746	599,915
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	666,746	599,915
期中平均株式数（株）	2,600	2,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月28日開催の定時株主総会にて、委託会社の決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議し、定款変更を行いました。

< 決算期変更の内容 >

変更前：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第23期は、2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヵ月決算となります。

第24期以降は、1月1日から12月31日までの12ヵ月決算となります。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社

名称：野村信託銀行株式会社

資本金の額：35,000百万円（2018年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
----	-----------------------	-------

S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
野村證券株式会社 [*]	10,000百万円	

^{*} 野村證券株式会社は、募集・販売の取扱いを停止しております。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2017年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	40億61百万米ドル [*] （約4,590億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝113.00円（2017年12月29日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約29億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝151.95円（2017年12月29日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約8億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝88.17円（2017年12月29日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約12億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝14.46円（2017年12月29日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

^{*} 出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する委託契約に基づき、信託財産の運用の指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

2018年 1月 9日 臨時報告書

2018年 2月 9日 有価証券報告書

2018年 2月 9日 有価証券届出書

2018年 3月29日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2018年6月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月10日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）の平成29年11月11日から平成30年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）の平成30年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月10日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）の平成29年11月11日から平成30年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）の平成30年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。